

## 議事の経過

午前10時02分開議

議長（大野圭一君） ただいまの出席議員は26名で、定足数に達しております。この際、諸般の報告をいたします。次長飯野正三君。

〔事務局次長飯野正三君登壇〕

事務局次長（飯野正三君） 諸般の報告を申し上げます。

6月15日付で佐藤清議員外2名の議員から、意見書案第10号、道徳教育の充実と教科書の採択に関する意見書、城之内景子議員外5名の議員から、意見書案第13号、一般セーフガード発動に関する意見書が提出されました。また、6月18日付で関根豊議員外6名の議員から、意見書案第11号、米原潜衝突事故の徹底究明を求める意見書、並びに意見書案第12号、機密費疑惑の徹底究明を求める意見書が提出されました。各議席に配付してありますので、お調べ願います。

次に、本日の議事日程表、各委員会からの審査報告書、閉会中の継続審査の申し出について、各議席に配付してありますので、お調べ願います。

以上です。

議長（大野圭一君） 会議に入るに先立ち、先の臨時会において人権擁護委員に新たに選任されました成松文字さんと今定例会で取手市固定資産評価審査委員会委員に新たに選任された柿沼孝君を御紹介いたします。

まず人権擁護委員成松文字さん。

〔人権擁護委員成松文字君登壇〕

人権擁護委員（成松文字君） このたび大橋市長様の御推薦並びに貴議会の御同意をいただきまして、5月1日付で人権擁護委員を拝命いたしました成松文字でございます。本日は、議会最終日の大変貴重な時間をこのあいさつのために割いていただきまして、ありがとうございます。一言ごあいさつを申し上げます。

実を申しますと、人権擁護委員にどうかというようなお話をいただきましたときに、私は専門的な勉強をこれまでしてきたわけではございませんし、年齢的にも未熟でございまして、経験も浅うございますので、このように重要かつ大変責任の重いお役をお引き受けしてよいものやら随分戸惑いましたし、迷いもいたしました。しかしながら、このところの児童虐待であるとか、DVであるとか、それから非常に残忍な犯罪の被害であるとか、それからいじめによる自殺であるとか、大変心を痛める問題を耳にしますにつけて、一市民として、何もできないでいるもどかしさや無力感というものを痛切に感じておりましたし、一方、女性問題や男女共同参画社会の推進、それから女性史といった地域活動を通して、また社会教育委員や民生委員などの仕事を通して、人権の尊さやその擁護の重要さというものを十分に認識もしておりましたので、私のこのような小さな力でも、人権を脅かされている方々のために、何がしかでもお役に立つことができるのであれば、お引き受けしようかというふうに思い至りました。御承知のように大変複雑な世の中で

ございますので、相談の問題とかも大変複雑で広範にわたっているんです。ですから、それを支援するというのは、やはり法的な知識が不可欠であることはいうまでもありませんので、私もこれから法律の勉強などもしっかりして、知識を身につけて、その上で、思い余って相談に来られる方々のお話を十分に聞いて、それで公正に適正に支援ができるように心がけていきたいと思っております。大変荷の重い仕事ではありますが、先輩方の対応や技法を学びながら私なりに一生懸命努めていきたいと思っております。先生方には、これからもいろいろお教えいただくこと、それからお世話になること、たくさん出てくると思っていますので、その節はどうぞ御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、新任のごあいさつとさせていただきます。本日はお呼びいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大野圭一君） 次に、固定資産評価審査委員会委員に選任されました柿沼孝君を御紹介いたします。

〔固定資産評価審査委員柿沼孝君登壇〕

固定資産評価審査委員（柿沼孝君） おはようございます。柿沼でございます。このたびは、固定資産評価審査委員に選任、御同意をいただきましてありがとうございます。微力なものはございますけれども、一生懸命ことに当たってまいりたいと考えております。どうぞ先生方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

まことに簡単で恐縮でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大野圭一君） これより本日の会議を開き、議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

議長（大野圭一君） 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、

12番 幡 哲 夫 君

13番 秋 元 賢 治 君

を指名いたします。

日程第2、議員提出議案第2号、取手市名誉市民条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議員提出議案第2号 取手市名誉市民条例の一部を改正する条例について

（委員長報告）

議長（大野圭一君） 本件に関し委員長の報告を求めます。総務企画常任委員会委員長関根豊君。

〔総務企画常任委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 18番関根です。

議員提出議案第2号、委員会の報告を申し上げます。

議員提出議案第2号、取手市名誉市民条例の一部を改正する条例についてを審議いたしました。質疑に入りまして、審議は尽くされたと思うので、採決の方に入ってくれという意見が多数、委員さんの中から示されましたので、討論に入り、採決に入りました。

討論は、反対討論として、勲章等を受けているのは公務員が一番多い。政治家も国民や市民に一生懸命頑張っている人は受けてもよいと思う。悪い政治家は受けていない。政治を除くのは反対であるという反対がありました。

賛成討論では、1名ありまして、現在、国においても、勲章等については浄化されつつあるので、賛成であるということで、賛成3人、反対3人で同数で、私が委員長として原案を否決いたしました。

御審議のほどをよろしくお願いします。

議長（大野圭一君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

19番（貫井徹君） すがすがしい大野議長のトップバッターで質疑いたします。

議員提出議案第2号、取手市名誉市民条例の一部を改正する条例について、関根総務企画常任委員長に伺います。

いうまでもなく、提案説明した際に指摘しておりましたけれども、現在、国においても、叙勲制度の見直し等、小泉首相の時代になりまして、与党の協議の中で次々と国会改革も実現しております。私は、提案説明の際に申し上げましたけれども、14年にわたる議員生活の中で、不幸にも2人の共産党の議員が逮捕された現実遭遇したときに、やはり取手市名誉市民条例の中に政治の部分を入れるということは慙愧の念に耐えない、そのような観点から、やはり身をもって魄より示すべきである、そのような反省の立場から、やはり取手市名誉市民条例の中に政治の文言を入れるべきではない、このように壇上で指摘したわけでございます。委員長は、そのような提出者の思いを受けとめているのかどうか、大きく時代が動いている現在において、大きな期待を持って総務企画常任委員会の審議を清々粛々と見守ってきたわけでございますけれども、そのような観点から、9月議会以降、二度目や三度目をやはり考えなければいけない、そういう観点と、やはり本当に総務企画常任委員会は審議を尽くしたのかどうか、伺うものでございます。

議長（大野圭一君） 答弁を求めます。18番関根豊君。

〔総務企画常任委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 18番関根です。

提出者貫井徹議員さんにお答えいたします。

審議は十分尽くされまして、そうして、やはり政治家の中にも縷々いろいろな方はおると思い

ますが、清廉潔白で国のため、地方自治のために一生懸命に尽力を尽くされている方も多数おられることと思いますので、そういう文言の制限をしますと、これから一生懸命やった方がやっぱり報われないということもあると私は判断して、そういうことで否決の方に回ったわけでございます。よろしく御理解してください。お願いします。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。6番野口利枝子さん。

〔6番野口利枝子君登壇〕

6番（野口利枝子君） 6番野口でございます。

関根委員長にお聞きします。

この間、もう2人の方から、あの銅像を見て、市長が市民のために働くことは当然なのに、どうしてあんなものが建てられたのか、そうした質問を相次いでされました。審議はもう十分尽くされたということで、即採決というお話でしたが、そうした市民からの声が委員の皆さんのところに届いているのかどうか、そうしたことが出なかったかどうか、ちょっと質問をいたします。

議長（大野圭一君） 答弁を求めます。総務企画常任委員会委員長関根豊君。

〔総務企画常任委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 18番関根です。

野口利枝子議員さんの質疑に対してお答えします。

野口さんも御存じのように、当委員会には高木さんもおりますし、幡委員さんなどもおります。幡さんの場合にも、前にやはり住民の中から、そういう銅像等の問題で反対の請願、陳情が上がった経緯がありますので、幡委員さんも、高木さんも、またほかの委員さんたちも、審議は尽くされた、後は採択にさせていただきたいというような要請がありましたので、私の方でも、私なりの判断として、審議は尽くされた、住民からの声も、確かにそれは受けましたけれども、住民の中には、賛成者の方もいるということもありますので、皆さんの8万何千人の方が全部反対ではありません。そういうことで、私の判断で一応、否決の方にさせていただいたという経緯があります。よろしくお願いします。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

19番（貫井徹君） 貫井徹。

議員提出議案第2号、取手市名誉市民条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から公明党取手市議団を代表いたしまして討論いたします。

一般質問の中でも、連立政権の是非という議論もございました。医者でもある、公明党より内閣に送りました坂口力厚生労働大臣、辞表を胸に控訴断念を小泉首相に迫り、実現させたことは多くのマスコミ等で報道されました。その連立自公保政権の中で国会改革も着々と進んでおりま

す。まず、先ほど触れましたけれども、歴代の総理、また共産党の不破前委員長もいただいております勤続25年以上の議員への特別交通費、月額30万円、また肖像画の作成、勤続50年以上の議員への憲政功労年金支給、年間500万円の廃止、また国会公用車を7年以内に低公害車化、10年をめどに台数半減、また昨日は国会議員の退職に関する議員報酬十何カ月分に当たる支給の廃止、数々の国会改革を今、自公保政権で取り組んでおります。

そのような21世紀に入りまして大きく国も変わってきている現状において、悲しいかな取手市議会、同僚議員の中には前市長もいらっしゃいますけれども、旧態依然とした20世紀のこのような名誉市民条例の中に政治の文言をいつまでも入れるような時代ではない、このような立場から、もう多くは申しませんけれども、多くの同僚議員の賛成の決断を望みまして、貫井徹の賛成討論といたします。よろしくお願ひします。

議長（大野圭一君） 反対になりましたが、次に反対の討論を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議員提出議案第2号、取手市名誉市民条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長の報告は否決であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 賛成少数であります。よって、議員提出議案第2号は否決されました。

日程第3、議案第18号、取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

---

議案第18号 取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例  
（委員長報告）

議長（大野圭一君） 本件に関し委員長の報告を求めます。産経衛生常任委員会委員長城之内景子さん。

〔産経衛生常任委員長城之内景子君登壇〕

産経衛生常任委員長（城之内景子君） 9番城之内でございます。おはようございます。

議案第18号、取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についての当委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず3月議会に上程をいたされまして、3月、4月12日、5月9日、そして不法投棄の視察も含め慎重に審議をいたしました。資料についても執行部より多くの提出をいただきました。

まず執行部からの説明ですが、ごみの排出者から応分の負担をもらうことが目的である。改正点については、8章中、廃棄物処理の後に「等」を入れ、第39条中「別表」を「別表第1」にし、第2項を追加する。第40条中、前2条にし、「廃棄物処理手数料」の後に「並びに粗大ご

み収集運搬手数料」を入れる。また、「別表」を「別表1」にし、「別表第2」を追加し、無料から有料にする条例であるが、単価については別表のとおりである。運搬手数料は500円から2,000円で、平成13年10月1日から施行する。市内の小売店でステッカーを買ってもらい、粗大ごみに貼って排出してもらうようになるというような御説明を受け、質疑に入りました。

ある委員より、平成8年につくられた常総広域のごみの基本計画に基づいて、取手市の再利用推進計画について、リサイクルはどのくらい進んでいるのか。執行部より、12年度の目標値は全体で2万7,879トン、可燃が1万8,711トン、不燃が2,552トン、粗大ごみが1,340トン、資源ごみが2,142トン、守谷に持っていつているものが、可燃2,759トン、不燃105トン、粗大ごみ52トン、資源ごみ218トンである。

ある委員より、リサイクルに対しての市の姿勢がお粗末である。平成11年度の実績と12、13年度の目標値を表にして出してもらいたい。わかりましたということでありました。

ある委員より、3点にわたってありました。実施していない近隣市町村に対する迷惑はないのか。2点目、利根川に不法投棄される可能性があるが、現状はどうか。3点目、民有地に捨てられた場合は市では関与しないのか。捨てられた土地の所有者が粗大ごみとして出すのか。答えとしまして、1点目、多少の不法投棄はあると思うが、心配するほど迷惑はない。2点目、環境保全課とタイアップし、監視員をふやしていきたい。警察とも連携を取り合っていく。3点目、土地の所有者にも気をつけてもらい協議していく。環境保全課とも協議していく。

また、ある委員より、ヨーロッパでは70%のごみがリサイクルで、燃やしているごみは30%である。根本からの計画が改正されなければならない。担当者が積極的にごみの問題に取り組んでいくべきである。市ではリサイクルプラザをつくる土地のスペースがあるのか。執行部より、市内に資源ごみ回収団体が72あり、缶、雑誌、新聞等を回収しているが、そういう団体を支援している。生ごみのモデル事業など生ごみの再利用を考えて、リサイクルプラザについては、今のところ市有地などもないが、適地を探していく考えである。

ある委員より、これも4点にわたりました。1、手数料金について、審議会の中で話し合いがあって決めたのか、基準はあるのか。2、料金徴収方法について、1,000円かかるものに500円のステッカーを貼っておいた場合、どうなるのか。3、家電リサイクル法絡みについて、ごみ袋の中にテレビが入っていた場合、どうなるのか。4、リサイクルプラザなどに持っていくななど、市独自の回収方法はできないのかということで、また答えが4点です。1、7割が市民の負担で、3割が市の持ち出しになるが、市独自で決めた基準はない。14人の審議会で5回行われた。2、回収はできない。出した人がわかれば電話等で連絡する。3、4品目については、市では回収できない。リサイクル法以外のもので袋の中に入るものについては回収するようしていきたい。4、リサイクル法の4品目については、市では回収できないが、要望はしている。

ある委員より、またこれは5点です。1、利根川の河川敷において不法投棄が多いのではないのか。2、不法投棄対策を出すべきである。3、現状をよく調査すべきである。4、監視体制はもっと強化すべきではないか。5、別表に該当していないものは無料か。また、各市町村の30センチ未満は可燃か不燃で捨ててよいのか。3番の現状をよく調査すべきであるを受けまして、次

の月に現状視察をいたしました。執行部より、答えが5点にわたっております。大型は多いが、小さいものは少ない、不法投棄の件です。2、不法投棄対策の件では考えていく。3、民有地に捨てられた場合は所有者に処分してもらう。看板等を立てて不法投棄をされないようにしてもらいたい。4、各地区に監視員がいるが、ボランティアの監視員を各地区で募集して、ばい捨て条例等の強化も含め監視を強化していく。全体的に監視していく。5、協議していったら、袋に入るものは無料にしていきたい。

また、ある委員より、監視員はいつできたのか、また活動状況はどうか。2、粗大ごみを民有地に捨てた場合、捨てた人を探していくということか。3、粗大ごみの該当する表を出してほしい。答えとしまして、1、平成11年である。平成13年2月末の通報状況は、12年度は61件、11年度は29件である。増加の原因は不法投棄の増である。2、捨てた人を探して撤去させたこともある。

次に、ある委員より、条例改正に当たって隣接の町村にも迷惑がかかると思う。常総広域において他の市町村に持ちかけたのか。執行部より、持ちかけたが、先にやってもらいたいとのことだった。7市町村、自家処理のできる町村は意識が薄く、積極的に取り組む意識も薄い。先行してやってください、後で随時上げるということでした。

ある委員より、監視員の活動時間帯は、お金を払っても深夜を監視してもらってはどうか。執行部より、活動時間帯は決めていない。

すみません、3回にわたってやっておりますので、ちょっと長いですので、よろしく願います。

ある委員より、ラオス、スリランカ等、放置自転車を国際貢献にNPOを使えば無料に近い送料なので考えられないのか。ある委員より、案の段階で説明会ができないのか。答えとしまして、住民の意識の反映は大変大事、個々の意見の集約はまとまりにくいので、審議会の中で、地域住民、事業者等代表の方々から意見を聞いたので、代弁者と見ている。

また、ある委員より、案の段階で産経委員会にも説明が欲しかった。答えとして、一部の人のだけでなく、市民全体をながめながら税の使われ方の公平性も必要である。

ある委員より、全地域に説明をしてほしい。また、ある委員より、発生抑制が基本、一番大切な公共事業なので無料化であるべき。また、ある委員より、執行部に幾らか歩み寄っていただき、委員会修正可決ができないのか。また、ある委員より、有料化か中止かだと有料化に賛成、我慢を受け入れていただく時代、何でも行政がやるのは、多種多様な時代なので有料化は必要だと思う。また、ある委員より、リサイクルプラザについて進捗状況はどうか。都内では、空き教室を利用しているところもある。市役所駐車場のフリーマーケットの会場で出たりサイクル家具等についてはどこに保管をしているのか。答えとして、リサイクルプラザの建設場所についてはわからない。フリーマーケットについては個人で出している。フリーマーケットの中では現在、市ではやっていないが、検討していくべき。

ここで、先送りすべきでないとの意見も出たのですが、他市町村の考えも聞き、参考にしていこうべきという意見が出て、継続にいたしました。

そして 次の4月には視察を含めまして、5月9日、ある委員より、議案第18号の修正案が本日付で提出されまして、修正案の提案理由の説明をお願いいたしました。ある委員より、ほとんどの自治体で粗大ごみの有料化は行われているが、議案第18号の別表において、予算上から見ると市民が7、市が3の負担割合になっているので、この割合を6・4に変更し、別表のような金額に変更した。また、附則中の施行日については、平成14年1月1日に変更し、3カ月おくらせたというような説明をいただきました。

そして、質疑に入りまして、ある委員より、今年の年末までは無料でよいのか、執行部とのすり合わせはどうか。委員より、そのとおりです。執行部とも一緒に考えたが、予算的には750万円の減なので、大丈夫とのことでした。

また、ある委員より、品物によっては、大小いろいろあるので、物の大小によって価格の設定をすべきである。市民にわかりやすく知らせるべきである。

また、ある委員より、そこまでは考えなかったが、3月定例会の委員会での執行部の話では、ゴミ袋の中に入れて出された粗大ごみについては取り扱うとのことだった。

以上で質疑を終わりました。討論に入りました。

反対討論が1つありました。リサイクル社会をつくっていくためには、製造責任を考えていくべきである。この修正案は原案と基本的に変わっていないので、反対である。

採決の結果、賛成多数で修正可決となりました。

そして、その折りにいただきました資料ですけれども、粗大ごみ有料化制度実施計画書、粗大ごみ収集運搬手数料算定基礎、市町村ごみ購入量の推移、形態別ごみ数量の推移、1人1日当たりのごみ排出量の推移、ごみ搬出量の実績、市町村人口の推移、人口と資源物及びごみ搬入の推移、まだもろもろありますが、平成11年度のごみ処理の実績、粗大ごみ有料化市町村の状況、東京都も含めてです、などいろいろいただきまして、それを資料にいたしまして検討した結果がこういうことになりましたので、よろしく御審議くださいませ。

以上です。

議長（大野圭一君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

10番（林京君） おはようございます。粗大ごみ有料化条例の修正案に反対の討論をいたします。

まず私は、一般質問でも行いましたが、市民意識調査が問題だと思います。平成11年度には、地方自治体から企業、国まで、それぞれ立場の違いはあれ、リサイクル社会づくりのための論議

が巻き起こっていた時期、そういう流れを経て、そして昨年、いろいろな法整備がされ、基本的なリサイクル社会推進法が成立したわけです。そういうさなかのアンケートに、粗大ごみの有料化について、どう思うかの設問に終始していて、しかも有料化が避けられないように導かれる形になっていて、御都合主義だといわざるを得ません。そもそもアンケートを取る基本方針が違うのだと思わざるを得ません。ですから、ここからつくられる基本計画も、市の仕事の枠を出ないわけで、リサイクル社会をつくと多くの自治体では頑張っているのに、取手市は人ごとのようで、取手市独自の取り組みや意気込みが感じられません。その上、取手が粗大ごみの有料化をすれば、ほかがりやすくなると他市町村に対して悪い先頭に立っているありさまです。今やごみを制するものが優秀な為政者とさえいわれるのに、市長の話を聞いていますと、なるようになる、ベンチャー企業は幾らでもいると全然主体的ではありません。さらに、議員のやじには、受け入れ側について、結局、向こうだって灰が来ないと困るんだ、商売として成り立っているんだからとありました。こういうやりとりを聞いていますと、本気でごみ減量やリサイクル社会をつくらうとはしていないのだと思わざるを得ません。リサイクル推進課の方は、ごみ問題の全体増は、広域の仕事、取手市は収集だけ、こういうだけで、これでは受益者負担の名目で次々と有料化して乗り切るしか考えがないのか、これでは住民は納得できるはずはありません。いろいろ示される政策も、生ごみ堆肥化はできる人だけの集団、市民への広がり目標も数値目標も見えない、試料化は、食品リサイクル法によれば、業者は業者責任なのに誤解を生むようなパンフレット、生ごみ処理機の話も業者任せの上、業者押し上げまでやっているような状況です。

とにかく、ごみ減量というのは、ごみを出す人が本気にならなければ実現しません。言葉だけの計画では減量もリサイクルもできません。いい加減な減量計画で、やっぱり減量は無理だから大型焼却炉をつくるしかありません、皆さん、お金を出してくださいなどと結論を導かれたのはたまらないわけで、粗大ごみの有料化もこれと同じです。ましてや修正案は料金を2割減にして、ことしの年末の大掃除の分は無料にするという目先だけの変更で、根本には触れていません。産経委員会の視察のときは、一斉処理をした後できれいでしたが、既に不法投棄が出ています。リサイクルプラザの充実など根本的な対策や市民合意も見えない中で有料化が強行されれば、かえってその処理に税金を投入しなければならなくなることも予測され、全国各地で河川や山林に不法投棄事件が報道されています。基本的な住民サービス、市民が暮らしていく上で大切な行政の仕事の1つがごみ問題です。まず行うべきは、取手市独自のリサイクル行政づくりであること、それは発生抑制、再使用、再利用の実施に向け努力すべきであることを指摘し、お粗末な修正案にも反対する討論といたします。

議長（大野圭一君） 次に、賛成討論の発言を許します。12番幡哲夫君。

〔12番幡哲夫君登壇〕

12番（幡哲夫君） 12番幡です。

取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の討論をいたします。

委員長の報告も聞かせていただきましたが、賛成といっても、必ずしもストレートな賛成では

ございませんで、実はごみの有料化についてあえて一言申し上げたくて、賛成討論といたしますが、ここに登壇させていただきました。

御案内のように、ごみの有料化ということで、既に事業系ごみについて有料化が進んでおります。そして今、家庭系の粗大ごみ、そしてこれはやがて家庭系の一般ごみにまで有料化が進むだろうというふうに予測をされており、実際、取手市では今後、家庭系の一般ごみをも有料化の射程内に収めた審議を進めているという話でした。

私は、個人的には、有料化、それ自体には反対はいたしません。そういう立場をとっております。有料化というのは、現実の問題として一定の減量効果がある、これは否定できない事実であると思います。例えば、有料化の1つの形態である指定袋の導入、7年前にやりました。1つの形態ですから、これによって常総広域のごみは約2割弱、17%ぐらいですが、搬入量ですが、減っております。

しかし、ここからが問題なんです。こういう、いわゆるエンドユーザーといたしますが、消費者に対するプレッシャーのかけ方というのは、極めて政策的には稚拙だといわざるを得ません。もとに戻ってしまいました。7年目には、常総広域に搬入されるごみ量というのは史上最高を記録いたしました。平成12年度の話です。

ですから、有料化については、必要性という点では確かに必要かもしれない。その必要性の論議ばかりではなくて、実はいかに有料化を適切に導入するか、あるいは有料化を実効あらしめるため、つまり効果的に行うための仕組みをどうやって構築するかということが実は現在の課題になっております。

例えば、ごみを分別する、分別するということは資源化することです。資源化すればするほど消費者の排出時の負担が少なくなる、つまり手数料の支払いが少なくなる、こういう仕組み、あるいは資源化して、そして売却益を例えば消費者に還元するといった仕組みを組み込まなければいけないのではないかというふうに私は考えております。現に有価物として回収できるものについては無料にするとか、あるいは回収した有価物を売却して、その売却益を積み立てて消費者に還元するといったことを実際、もう導入している自治体もございます。つまり、有料化を恒常的なごみ減量に結びつけるためには、一定の仕組みといたしますが、消費者に対するどういう動機づけを行うか、これが非常に重要になっているんだということを指摘しておきます。

そして、今、委員長の報告を聞きました。取手市と市民の負担割合をどういうふうにするか、7・3から6・4に変わった。具体的にはどうやるかということと手数料を2割ほどカットする、こういう論議があったということで申し上げました。しかし、執行部提案を2割カットして議員提案だというのは、失礼ですけれども、サルでもできることです。お粗末です、やっぱり。そういうところまで踏み込んでいかないと、論議としては、今後、家庭系のごみも有料化の方向をたどるということをお先ほど申し上げました、冒頭で。その際には、有料化というのは、こういう問題が内在しているんだということをぜひ御理解いただきたい。どうやって減量へのインセンティブを有料化の中に取り込むか、こういう仕組みをどうやってつくるかということがまさに今の課題であると思います。

さらには、こういう有料化が、この前もちょっと申し上げましたけれども、実は川下対策というところで行われている。もちろん、川下対策も必要なんです。しかし、必要だけれども、十分ではない。自治体として、ほとんど、あるいは全くといっていいほど川上対策というのではないわけです。先ほどちょっと反対討論の中に出ていました。要するに、発生抑制という視点というのは、なかなか自治体のごみ行政の中に取り込めない。ですから、この辺もやっぱりきちんとこれから私どもが論議していかなければならない課題だろうというふうに思います。

要するに、大切なのは、有料化というむき出しの事実だけを消費者にぶつけるのではなくて、有料化を通して、要は恒常的なごみ減量につながるような施策を、議会でも執行部でもいいですけども、そういう施策を構築して、初めてごみ減量の鉛管が閉じるんだということをぜひ御理解いただきたいと思います。そんなことを申し上げて、あえて賛成討論といたします。

以上です。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号、取手市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長の報告は修正可決であります。

本件については、修正可決とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、議案第18号は修正可決されました。

日程第4、議案第36号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、ないし日程第7、議案第39号、市道路線の認定についての4件を一括議題といたします。

---

議案第36号 取手市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第37号 取手市グリーンスポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第38号 市道路線の廃止について

議案第39号 市道路線の認定について

（委員長報告）

議長（大野圭一君） 本件に関し各委員長の報告を求めます。

まず議案第36号、議案第38号及び議案第39号について、建設常任委員会委員長木村喜好君。

〔建設常任委員長木村喜好君登壇〕

建設常任委員長（木村喜好君） 8番木村です。

建設常任委員会に付託されました議案第36号、ないし議案第38号、39号につきまして、

審議の内容とその結果について御報告申し上げます。

まず議案38号と39号、ないし後から出てきます議案44号につきまして、まず審議に入る前に現地の方を視察してまいりました。2時半に再開いたしまして、まず議案36号から審議に入りました。

議案36号、取手市手数料条例の一部を改正する条例について、まず執行部の説明を求めました。地方自治と県条例の改正により、これまで県が行ってきた都市計画法の開発行為で市街化区域のみに限る。平成13年10月1日から市に移譲されることから、必要な手数料を改正するものである。なお、平成13年4月からひたちなか市とつくば市が既に移譲されており、取手市はこれに次いで行われるものである。また、水戸市、それから日立市、土浦市においては、かなり以前から行っている模様であるとの説明がありました。

質疑に入り、ある委員より、現時点でどのくらいの申請が出ているのかとの御質疑に対しまして、平成13年度になってから5月末までに調整区域1件、市街化区域1件、また12年度は少なく市街化区域のみの4件、なお平成11年度で7件、ことしは若干ふえる傾向であると思われるとの答弁がございました。

また、同委員よりは、この手数料が当市に入ってくると思うが、どのくらいあるのかの質疑に対しまして、100万円から200万円ぐらいであるとの答弁がありました。

また、委員より、県への上納金はないのかという質問に対しましては、ないと答弁がありました。

また、同委員より、今後、どのくらいの申請を取手市の窓口で行うのか、人的なものは大丈夫なのかとの質疑に対しまして、人事の面も含むので非常に難しいが、長い間、開発行為が経由機関として行ってきた。平成11年度は3人体制、平成12年度は2人に減、現在は2人であるので、大変厳しい状況であるとの答弁が返ってまいりました。

また、同委員よりは、人的な補充はしないのかとの質疑に対しまして、現時点では、このままやっていくとの答弁がありました。

また、調整区域については、県の管轄なのかとの質疑に対しましては、取手市の調整区域は県のままである。茨城県内では水戸市が特例市になったばかりである。市街化区域は10月になってからすべて取手市が行うとの答弁が返ってまいりました。

また、同委員より、変更許可申請について、よくわからないとの質疑に対しまして、91万円が限度であるということである。また、敷地の増減、用途変更などいろんな組み合わせで金額を決めるというような答弁がありました。

また、ある委員からは、取手市で行った背景は何かとの質疑に対しまして、地方自治法により地方分権一括法の絡みで、かつては人口が10万人以上でないと市街化区域の許可ができなかったが、県の方針により特定行政庁と開発行為の両方を起こしていくという考え方による。また、将来的には取手市独自の地域に合った開発をすることができるということが考えられるという答弁がございました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はありませんでした。

採決に入り、賛成全員で原案可決でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

続きまして、議案第38号、市道路線の廃止について、ないし議案第39号、市道路線の認定については、この2議案は一括で審議をいたしました。

まず執行部の説明を求めました。台宿都市計画道路3・4・7号線と3・4・8号線の道路改良に伴う台宿交差点で付け替えのために廃止する市道4・2・26号線を路線変更し、新たに市道路線に認定するものとの説明がございました。

質疑に入りましたところ、質疑はありませんでした。

討論に入りまして、議案第38号も討論はございません。

議案第38号は全員賛成で原案可決でございます。

ないし議案第39号も討論ございませんでした。

採決に入りまして、全員賛成で原案可決でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（大野圭一君） 次に、議案第37号について、文教福祉常任委員会委員長染谷茂夫君。

〔文教福祉常任委員長染谷茂夫君登壇〕

文教福祉常任委員長（染谷茂夫君） 17番染谷でございます。

文教福祉常任委員会に付託されました議案第37号、取手市グリーンスポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての審議の経過、そしてその結果について御報告を申し上げます。

本会議で提案を受けまして、まず議案37号について執行部の説明を求めました。教育部長の方より、利用者の多様化するニーズに対応するため65歳以上の屋内プール利用料金、そしてスポーツサウナの利用料金の改正をして、さらなる利用者の拡大を図るものである、その説明を受けまして、さらにスポーツ振興課の課長よりアンケートの調査結果について若干の報告をいただきました。

プールについては、年々、高齢者の健康管理の意識が高まってきており、利用者の数もふえてきた。水曜日、木曜の週2回の無料開放を実施しているけれども、健康管理を考えると2日続けての利用は体力的に厳しいということでもあった。できれば、無料日を2日続けるのではなくて、1日おきにという声もあった。市としては、それにこたえるために検討を重ねてきたけれども、利用者にもそれぞれの利用のパターンがあることに気づき、アンケート調査を実施することにした。その結果、定額、すなわち1回100円で利用料を固定して、毎日、利用できるようにするといった声がアンケートの中では一番多かった。サウナについては、現在、利用者が大幅に減少の傾向にある。低額で利用できる民間の風呂の新設等が挙げられる。サウナの利用料の引き下げで利用者の増を期待するものである。もし利用の増がなければ、将来的にサウナの閉鎖も考えていきたいという説明がございました。

質疑に入りまして、委員より、水泳大会等で利用できない場合があるが、利用者には事前に知らせているのか。また、アンケートの結果、一番多い回答を受けての料金改定なのかという質疑がありました。執行部より、駅のバス停など利用者の目に入るところに事前に掲示、あるいは広

報等でお知らせをしている。料金改定についてはアンケートの結果に基づくものである。

同委員より、利用料収入はどう変わるかについて、プールでは20万円の減、サウナでは10万円の減となる見込みというお話がございました。しかし、利用者が増加すれば収入も増加するはずであるということもございました。執行部より、プールの利用者では我孫子市民の利用が多く、条例が改正されれば我孫子市の利用者も多くなることが予想されるという説明もありました。

委員より、アンケート調査を実施した期間は半月というけれども、いつ実施をしたのか。これについて、本年の3月14日から24日まで実施をした。現在もアンケート用紙は窓口においてあるけれども、ほとんどの常連利用者にはアンケートに参加してもらっているというお話でした。

以上、質疑を終結いたしまして、討論、採決に入りました。

討論では、討論はありませんでした。

採決に入ります。全委員賛成によって本議案は原案可決といたしました。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

議長（大野圭一君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの各委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

19番（貫井徹君） 貫井徹。

議案第37号、取手市グリーンスポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、染谷文教福祉常任委員長に伺います。

一般質問でも取り上げた経緯もございますので、週5日制導入に伴う児童への毎週土曜日無料開放でございます。市長、教育長より非常に見通しの明るい御答弁もいただいているわけでございますけれども、貴委員会の中で、教育委員会、執行部のその点への言及、説明、感触等はどうだったか、伺います。

議長（大野圭一君） 答弁を求めます。文教福祉常任委員会委員長染谷茂夫君。

〔文教福祉常任委員長染谷茂夫君登壇〕

文教福祉常任委員長（染谷茂夫君） 19番貫井議員の質疑にお答えをいたします。

当委員会におきまして、その件に関しては話題となることはありませんでした。一般質問の中のやりとり、それがあったものですから、その点には触れることはありませんでしたけれども、執行部のアンケート等について、それぞれ積極的な説明がございました。そういう中でも、討論も、あるいはなかったかという気がしております。

以上です。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。11番稲葉利一君。

〔11番稲葉利一君登壇〕

11番（稲葉利一君） 11番稲葉でございます。

建設常任委員長の木村委員長にお尋ねいたします。

市道路線の廃止、並びに認定についてでございますが、都市計画道路の付替工事に伴いまして

の廃止、認定についてでございますけれども、路線は、距離的にはそんなに長距離ということはありませんけれども、3.6メートルから4.2メートルという幅員でございますが、こういうことを認定する場合に、市の行政の方ではどういうふうに御意見等がありましたら、お聞きしたいと思います。

議長（大野圭一君） 答弁を求めます。建設常任委員会委員長木村喜好君。

〔建設常任委員長木村喜好君登壇〕

建設常任委員長（木村喜好君） 8番木村です。

11番稲葉利一議員の質問にお答えいたします。

執行部の方からは、道路拡幅のための認定と廃止であるということだけで、長さについては別に説明もなかったような気がします。また、この中で委員さんの質問もありませんでした。

以上でございます。

議長（大野圭一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号、取手市グリーンスポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号、市道路線の廃止についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されま

した。

これより議案第39号、市道路線の認定についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第40号、町の区域の変更についてを議題といたします。

---

議案第40号 町の区域の変更について

（委員長報告）

議長（大野圭一君） 本件に関し委員長の報告を求めます。取手駅周辺対策特別委員会委員長長内治雄君。

〔取手駅周辺対策特別委員長長内治雄君登壇〕

取手駅周辺対策特別委員長（長内治雄君） 21番長内でございます。

町の区域の変更につきましては、副委員長をもって御報告いたします。

議長（大野圭一君） それでは、報告を求めます。取手駅周辺対策特別委員会副委員長秋元賢治君。

〔取手駅周辺対策特別副委員長秋元賢治君登壇〕

取手駅周辺対策特別副委員長（秋元賢治君） 13番秋元です。

委員長の命を受けまして、当委員会に付託されました議案第40号、町の区域の変更について、審議の内容と結果を御報告いたします。

まず執行部の方から説明をいただきました。説明によりますと、東口区画整理区域内に取手二丁目、三丁目、中央町の各一部の町の区域がある。本議案は、区画整理事業の施行に伴う区画の変動による町境の変動である。従前、広場を含め鉄道用地が主であった中央町の一部を同じ宅地として二丁目に変更するものである。また、駅前広場の拡幅の関係でカタクラショッピングプラザ前の道路部分及び旧三井銀行と祇園街の一部を三丁目から二丁目への町境を変更し、これら区域に隣接する道路、水路である公有地の全部を隣接する町へ編入する。さらに中央町の一部、駅前広場の一部を三丁目に編入するというものです。

質疑に入りまして、ある委員から、区域内の地番の変更はいつごろ実施するのかという質疑に対しまして、執行部から、平成14年2月中旬に換地処分が行われる予定である。地番の変更はその翌日に行いたい。そのため住居表示については広報紙等でお知らせ等もあるので、平成14年3月以降になる予定である。また、対象区域の住所変更に伴う住民票の交付は無料で実施するという答弁がありました。

質疑を終結しまして、討論に入りまして、討論なし、採決に入りまして、賛成多数で原案可決

となりました。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（大野圭一君） 以上で副委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの副委員長に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号、町の区域の変更についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第41号、取手市公共施設整備基金条例について及び日程第10、議案第42号、財産の処分についての2件を一括議題といたします。

---

議案第41号 取手市公共施設整備基金条例について

議案第42号 財産の処分について

（委員長報告）

議長（大野圭一君） 本件に関し委員長の報告を求めます。総務企画常任委員会委員長関根豊君。

〔総務企画常任委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 18番関根です。

議案41号と議案42号を報告いたします。少し詳細に報告しますので、少し時間をいただきたいと思えます。

議案第41号、取手市公共施設整備基金条例についての執行部からの説明を受けました。執行部から、取手市における文化施設、社会福祉施設、その他の公共施設を円滑・効率的に整備することにより市民の生活環境の向上を図り、もって健康で文化的なまちづくりを促進するため本条例を設置するものだという説明であります。

それにより質疑に入りました。

質疑に当たって、当委員会の委員より、この基金は毎年積み立てるのかという質疑に対し、賃

貸料年間2,500万円を20年間積み立てるという執行部の説明であります。

また、同委員から、規則できているのか、また第1条中その他の公共施設とはどういうものかという質疑に対し、執行部より、規則は定めていないが、その他の公共施設とは、市民会館、福祉会館、グリーンスポーツセンター、公民館などであるという説明であります。

また、他の委員さんからは、飯田山の土地売却するために基金を設けるかということですが、それに足して執行部より、売却が基金設置の切っ掛けではあるという説明であります。

また、他の委員から、基金の振替運用は考えているかという質疑に対し、執行部より、高金利での振替運用を考えているというお答えであります。

また、委員から、賃貸料以外に積み立ては考えられないかという質疑に対し、賃貸料以外に今回のような売却があったときは、予算の範囲内で積み立てるといようなお答えであります。

討論に入り、反対討論がありました。

飯田山売却は公共施設の維持補修のために基金積み立て、財源の確保、また商業施設ができることにより、集客力で市の活性化につながるということであるが、12年度の実質収支は約8億円で財源に問題はない。また、集客力で活性化に無理で、まちづくり、住環境の整備である土地利用計画が不明確のまま売却したことは、執行部の恣意性が感じられるもので反対であるという反対討論がありました。

また、賛成討論もありました。

公共施設の傷みが多くなっており、資金に余裕があるときにプールしておくという、無駄遣いは困るが、万一に備えて基金に積み立てることには賛成であるということであります。

賛成討論がまた1人の方にありました。

売却について、今後は新聞報道より先に議会に意見を求めるべきと要望し、賛成するという賛成者の意見であります。

採択の結果、賛成多数により原案可決でございます。

よろしく御審議のほどをお願いします。

議案第42号、財産の処分について、執行部より説明を求めました。

執行部より、地域の活性化を推進し、魅力あるまちづくりを実現するため、スーパー堤防工事、地盤改良工事の完成により土地の利用が可能となった戸頭市有地をホームック関東株式会社に6億4,671万4,068円で売却するものでありますという説明がありました。

質疑に入り、委員の中から、売却地の権利が賃貸した市有財産に影響を及ぼすのではないかと。また、売却土地と借地で用途特定以外の違った目的には使えないのかという質疑に対し、執行部より、売却地は契約上、その範囲内で建蔽率や容積率を満たすようにするので、貸した土地にはその他の用益物件が入り込む余地はありません。また、売買契約書、覚書書に規定した用途以外には使えないという御説明であります。

また、他の委員から、ホームック関東は売り払い募集要領で規定している必要書類が欠けている。必要な書類を出せない会社との契約を結ぶのはおかしいというような質疑であります。それに対して執行部より、募集要領では、最近4年間の貸借対照表などの書類を求めているが、新規

企業には物理的に不可能であり、現在の経営状況、参考資料等で実情が把握できればよいと判断した。また、契約内容でも制約することができるというようなお答えであります。

また、委員の方から、当初16人の申し込みで入札が結果的に1社ということがわかっていたのではなかという質疑に対し、執行部より、1社になった理由は、最近になって守谷に西友が進出すること、坪価格18万円では購入不可能の業者が多くなり、結果的に1社になったものであるとの説明であります。

また、委員から、本社との契約はできなかったのかという質疑に対し、ホームックは関東に進出を希望していた。ホームック関東はカスミを買収して関東への足がかりをしたかったと思うというような説明であります。

また、他の委員から、当該地は昭和46年に幾らで取得したのか。賃貸の20年後の計画はあるのか。税金はどのくらい入るのかという質疑に対し、利子を含め1億6,196万4,620円で取得した。20年後の計画は未定である。税金は土地で600万円、建物は、大きさによるが1,000万円前後になると思うという説明のお答えであります。

これにより陪席からの質疑をいたしました。

陪席の議員から、つつじ園の環境が変わるのではないかとということが1つ。契約相手の納税証明がゼロなのは赤字なのかということが2つ。住宅マスタープランは市営住宅に入れるのが3つ。今回の基金に市営住宅は入るか、4つ目。5つ目が第4次基本計画には住宅計画が入っていたが、整合性はということに対し、執行部より、第1番目、会社には環境悪化にならぬよう要望している。2番目に対して、収益がなかったということです。3番目に対しては、住宅マスタープランは今後の市営住宅の方向を総合的に定めていく。4番目は基金の対象になる。5番目に対してのお答えは、第4次基本計画では白地で弾力的な利用であり、整合しているということでありませう。

また、他の陪席の方より、インフレになったときに賃貸料が少なくなるのでは。周辺対策で地元への説明はという質疑に対し、執行部より、賃貸料は見直しをするということです。会社として地元の説明することになるということでありませう。

また、他の委員から、本社を連帯責任にできないか、売り渡しに制限できないかという質疑に対し、執行部より、借地については、事業用定期借地権契約の内容に拘束され、また20年で期限が切れるので、保証人は考えていない。売却地については7年間譲渡できない厳しい条件をつけたというような御説明であります。

また、他の委員からは、募集要綱には借地の売却が入っていたが、仮契約に入っていないが、また賃借にはホームックは入らないのかという質疑に対し、借地の売却は契約に入れる必要はないと考えた。事業用定期借地権の賃借契約は厳しい条件なので、契約で足りると考えているとの答えであります。

今度は討論に入りました。

まず最初に反対討論をいたしました。

みずから決めた基本計画に市営住宅を装ってスーパー堤防を建設し、議会に事前に協議なく変

更し売却することは、議会軽視であり、政策的に誤りである。大型店誘致は何十年前の発想であり、地元商店街が打撃を受けるのは明らかにである。ホームックができたときと内部で検討した時期が同じであり、入札過程が不明確で、事実上、随意契約であり、疑問が残るので反対であるというような反対討論であります。

それでは、賛成討論の方を御報告申し上げます。

景気低迷で行政の市民サービスが厳しい状況にあり、市民に公共サービスを行うのが行政の義務であります。行政改革の必要性を求められている中、利用計画のない市有地を保有し続けることは、行政のスリム化、効率化などの観点から当然、見直しすべきものであるというような縷々賛成がありました。

これはまた本会議上で多分、賛成討論が行われることと思いますので、この辺で賛成討論、反対討論の御報告を打ち切り、採決の結果、賛成多数で原案可決でございます。

よろしく御審議のほどを申し上げます。

議長（大野圭一君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。1番角田知巳君。

〔1番角田知巳君登壇〕

1番（角田知巳君） 1番角田です。

議案第42号について総務委員長に御質問いたします。

私も総務委員会に午前中出ていまして、ちょっと午後出ていなくて、全部をお聞きすることができなかったので、質疑されたのかもしれませんが、飯田山の売却は、たしか商圏の活性化という目的もあったような文言が出ていたように思います。それで、もしホームックができた場合、経済効果がどれぐらい、市でシミュレーションをしたかとか、法人市民税等はどれぐらい上がってくるかというような、そういうシミュレーションの質疑は行われていたかどうか、御質問いたします。

議長（大野圭一君） 答弁を求めます。総務企画常任委員会委員長関根豊君。

〔総務企画常任委員会委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 1番角田議員さんの質疑に対しお答えいたします。

当委員会では、営業法人に対する営業税、その質疑で幾らぐらい上がるかというようなことですが、その辺については余りなかった、質疑も答弁も説明も。ただ、土地に対する固定資産税とか、そういうものについては、600万円、土地が、建物の方が1,000万円、だから当然1,600万円ぐらいは固定資産税は上がる。それで営業税については、当然ホームックもこれからいろいろと試算を考えていることと思いますが、それについては、また明快な論議はなかったと思っております。よろしく御理解してください。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。4番佐藤清君。

〔4番佐藤清君登壇〕

4番（佐藤清君） 関根総務委員長にお尋ねをいたします。

ホームック関東株式会社の営業品目は、市内外、競合する店舗がございます。ジョイフルホンダ、あるいはジャスコなどがその店舗ですけれども、今、角田議員から出ましたことと重複するかもしれません。いわゆる経済効果という話の中で、多分、執行部の方では、先ほどお話が出ていますように、住宅を建てるという1つの考え方を持った事業用途の土地を商業活性化のためにとって財産処分をしよう、そういうことを決めるときに、当然のことながら、商業の活性化、箱物をつくれれば、それで商業の活性化ができるという判断は多分されていないと思うんです。例えば、そこの雇用関係だとか、あるいは市外から来るお客さんだとか、そういう全般的なものについても検討した上で、多分1つの方針決定をしていると思うんですが、この辺の地域経済における経済効果というものを試算していると思うんですが、そういうことに対する質疑とか、あるいは言及など、委員会の方ではありませんでしたでしょうか。ちょっと重複する部分があります。商業活性化ということですので、執行部の方から十分、その点については、内容の検討があったものと私は信じているんですが、委員長にお尋ねします。

議長（大野圭一君） 答弁を求めます。総務企画常任委員会委員長関根豊君。

〔総務企画常任委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 4番佐藤議員さんの質疑に対しお答えいたします。

委員会としては、やはり委員と執行部の質疑等の中での範囲内での執行部のお答えでありますので、その件については、先ほど説明したとおりでありまして、説明した質疑、それに対するお答えということしかありませんでした。よろしく願いいたします。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

10番（林京君） 議案第41号、42号の反対討論をいたします。関連いたしますので、合わせての討論といたします。

まず公共施設設備基金条例についてです。

公共施設の整備を図るのは当然のことですが、地方自治体の会計のあり方から考えると、公共施設をつくった場合、保守管理、そして耐用年数の問題などを把握するのは、まさに市政そのもので、予算に位置づけることが基本ではないでしょうか。これまで私たち日本共産党は、1980年代には、地方自治体のため込み金について、本来、市の方針を定めてから予算を立てるのが当たり前なのに、まずお金をためることが目的にされて、たまってから、さあ、何をつくろうかと競って必要のないものまで必要以上に経費をかけてつくり、地方自治体の財政悪化の要因をつくったと指摘し、そういう財政のあり方を改めるよう主張してきました。さらに、その後は借金までして必要のない箱物をつくり続ける行政のあり方を、それは本来の仕事ではないと指摘してきました。日本共産党の先見のあった主張は、今、無駄な公共事業はやめるべきだという国民

多数の声として正しかったと実証され、財政計画見直しに一部生かさざるを得なくなっています。このことをまず冒頭発言しておきまして、この条例づくりに反対の理由を述べます。

取手市の制度として、個々に基金づくりをしていくという姿勢がおかしいということが第1点。

2点目は、高齢者福祉基金のあり方などを見ても、目的どおり使用されていない実態があること。ことにこれは国が指導している国保など多くの制度基金と違い、大橋市長になってから独自につくるものが市民に信頼されていないということを強調しておきます。

3点目は、これが最大ですが、基金をつくるきっかけが許せない、とんでもないということです。どう見ても、公共施設を整備するお金がない、何とかつくらなければならないという発想が先ではないということ。執行部も市有地を売ることがきっかけと発言をしていますし、だれが見ても、市有地を売るための批判封じとわかるのではないのでしょうか。公共施設を整備するための基金は、本来、個々の予算に計上すべきものだとしきに述べていますが、金額を見ても、下高井公団開発の新駅構想や30メートル道路の公団や関鉄負担をきちんと出させれば十分つくれるものですし、学生寮なんか買わなければ何倍も市の予算は出せます。西口の開発を見直せば、今、必要とされている、例えば市民会館のスロープ化や、教育の方ですが、二中の床など補修箇所はすぐにでもできるのではないのでしょうか。づくり方の嘘に使い方の嘘が重なりそうな情勢ですから、とにかくとんでもありません。

次は、財産処分について、絶対にしてはいけないの立場で反対の討論です。

まず第1点は、何といても公営住宅建設予定地の市有地は、市民に約束したとおり実行しなければならないということです。当時、この土地を地主の方々から買ったのは海老原元市長だと聞きましたが、市営住宅をつくるため市に協力してほしいとただ同然で買い上げたそうです。そのとき売らない人たちがいたそうなのですが、絶対ごね得になんかならないようにするとまで保証したそうです。今回、その話を地元の人から聞いたと海老原元市長にお話ししまして、まさかこの売り払いに賛成されないですよと言いましたら、時代が違くと笑われましたが、ごね得なんか絶対にさせないとまで言われたんですから、幾らお部屋が変わっても、是是非非で、よいことはよい、悪いことは悪いで、本質に迫った判断をしていただかなければなりません。また、市政の継続性という点で、当時の市長は私ではなかったなどと大橋市長も知らんぷりをしてはいけません。当時、県議として県営住宅建設に全力投球したのではないのでしょうか。

次は、市政のチェック機関である議会が議決をした取手市の基本計画を守らなければならない、そういう土地を売り払うなんてとんでもないということです。私は一般質問でも行いましたが、基本計画の13年度作成、後期基本計画54ページに公営住宅の建設が明記されています。パンフレットまでつくって計画していた建設計画です。このことは証拠があります。平成8年の基本計画、平成13年3月後期基本計画を見直せばわかることです。市民に知らせもせず、議会にもこっそり、企画推進部などとの昨年の半ばから計画を進めていたというものですから、もう、こうなると市政の私物化ではないのでしょうか。市民の前に計画を公表して賛否を聞けば、こういう結果にはならないと思います。

3点目に、茨城県土木部都市局住宅課で出している「茨城県県営住宅の概要」と合わせて平成

13年度の土木部主要事業の記述、ここに触れますが、県営住宅の背景、目的には、「住宅に困窮低所得者層に対して低廉で良質な公共住宅を供給することにより、県民の住生活の安定と社会福祉の増進に寄与する」、このように書かれています。住まいは福祉、この立場で地方自治体が最も大切にしなければならない仕事ではないでしょうか。これを放り出すなど許されることではありません。その上、同じところで問題の項では、「地価高騰の後遺症による新規団地における適正地の用途取得の困難な状況」というふうに書かれています。これは市有地があるという点で取手こそが県営住宅建設可能ということではないでしょうか。県営住宅をつくることは、市民への還元は永遠で、売り払うのとは比べ物にならないほど大きいのではないのでしょうか。県の方ではいつでも大丈夫ということで、取手市にも電話をしたけれども、どうも市の方ではやる気がないようだと言っていました。市の単独事業でなく県との共同事業は願ってもないことではないでしょうか。なぜ計画変更しなければならないのか。県はいつでも協議に応じるということですので、皆さん、ぜひ突然の市有地売却計画を撤回させ、市民の本当の願いである公営住宅建設に戻していこうではありませんか。

そして4番目、これは角度を変えて、売り払いに反対をしているわけですから、本来、それ以上の部分には踏み込まなくてもよいわけですが、大型店出店の問題に触れることで、そういうことならと御一緒に反対の立場に立っていただける方の存在を期待して、幾つか述べます。

まずこれ以上の大型店出店は無謀だということです。日本の大型店は出店は大変無計画で、共倒れ必至の状態だということです。欧米などでは、1店舗当たりの人口を調べて、商店も住民も困らないよう丁寧なまちづくりを進めるため法律で規制をしています。日本のコンビニの対人口比は極端に低く、これでは商店ができてはつぶれるを繰り返すことになるといわれているのですが、今や大型店もそういう消費者を食い合う状況になっています。こういう出店、撤退の無駄はわかり知れませんが、それによって翻弄される消費者は大変です。

取手市は今、中心市街地活性化の取り組みを進めていますが、これも問題点がたくさん出て、関係がありますので、触れます。当初、国は1兆円の補助金を用意して、47都道府県に1つくらいずつを見込んでいたのに、今400以上の自治体が手を挙げ対応できなくなりそうということです。これでは計画はつくっても補助金はおりにないか、出ても誘い水程度で、市や市民負担ばかりということにもなりそうです。昨日の新聞記事で中心市街地消費行動調査結果が出ていましたが、郊外に超大型店ができた場合の設問には、中心商店街には余り行かなくなるということが14.3%、郊外店と目的別に使い分ける、37.2%、既存郊外店には余り行かなくなる、2.5%、これを合わせますと、今までと特に変わらないというのは半分以下で、影響は大変大きいことがわかります。柏や野田など千葉県側からも集客を見込むと言っていますが、取手駅周辺とは競合しないといいますが、だれがそんなことを信用できるのでしょうか。.....

.....市民の反応は、そんな大型店ばかりで、私たちはどこで買物をすればよいのかという声が出ています。これから高齢化社会に向けて、また子育て真っ最中の人たちや子供たちにとっては、歩いていける距離で、毎日、新鮮な食材や生活必需品が手に入るのが理想的なのです。さらに、地元商店街の存在とい

うのは、地元でお金が回るので経済効果は大型店の存在より20倍も高いといえます。八百屋さん、魚屋さん、肉屋さんはパン屋さんで買い、美容院も床屋さん、銀行も郵便局も地元、こうしてお金はぐるぐる地元を回り、余り外に出ていかないそうで、今、新たに経済学者が見直しを始めています。個々が潤えば全体が潤うという基本に立ち帰ろうということです。大型店が潤えば地元にもおこぼれが行くというのは、宮沢前大蔵大臣も誤りと認めたところではないでしょうか。

市長は、大型店が来れば就業の効果もあるといえます。しかし、ジャスコの商法を知っていますか。地元の人を安く短時間のみ雇って、帰りはジャスコで買物をしてもらうという形なのです。3時間ぐらいの短時間の人をたくさん雇って、そして収益は全部本社に持って行ってしまいます。さらに法人税が入るといふ話は、カスミの法人税がゼロの年の資料が上がっているように保証はありません。きょうの質疑の中でも、執行部はシミュレーションもしていないということで、売ることしか頭になかったのかと、さらに無責任さが浮き彫りにされました。

まだまだ話さなければならぬことは山のようにありますが、市長、とにかくバブルは弾けているのです。拡大、拡大の施策はもうだめで、守りの政策で財政を立て直し、そこから新たな出発が求められているのです。今は一人ひとりの市民の底力に依拠することが求められているのです。薄利多売や食べることを基本にしていれば、つぶれることはないという商売の基本が見直されているときです。

繰り返す時間はありませんが、公営住宅建設と地元商店街を守る施策こそ取手の町を守ります、この立場に立ち、市有地売却の財産処分とそのことによる会計のあり方の原則である基金創設に反対し、さらに良識ある市議会の判断になるよう、皆様に御一緒に反対することをお願いし、討論といたします。

〔「議事進行上の発言を求めます」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） はい。

25番（齊藤勝久君） 今回の林議員の反対討論であります。市長個人の利益があるからというような、何を言ってもいいような、行き過ぎだと思います。

議長（大野圭一君） 暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

---

午後 1時30分開議

議長（大野圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の会議において、10番林さんの反対討論に当たり、討論の中に「市長が個人的にプラスがあるから市民も地元商店も切り捨てるんでしょうか」という発言がありました。林議員に申し上げます。本件について取り消しを認めますか。

〔「認めません」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 林議員の発言については、不穏当な発言と認めますので、地方自治法第129条の規定により、その発言の取り消しを命じます。

次に、賛成討論の発言を許します。13番秋元賢治君。

〔13番秋元賢治君登壇〕

13番（秋元賢治君） 13番秋元です。

議案第42号、財産の処分について、公明党として賛成の立場で討論をさせていただきます。ただ、諸手を挙げての大賛成というところまではちょっと行かないところもありますけれども、討論をいたします。

市民の大切な財産である市有地売却、賃貸等について、慎重にも慎重を期し契約していくこと、またその後もいろいろな面で見守っていくこと。現在の不景気の中、市民の方々の雇用の場となるよう、またつつじ園への配慮を図り、迷惑とならないように、また園児の雇用の場となるようなことを考えていただきたいと思います。

それからまた先ほどの委員長報告の中で質疑もありましたように、商業エリアのシミュレーション等は、ホームック関東においても、収容客、売上の推移等の方面にわたって調査をしているのは当然だと思いますので、ホームックからの市場調査の結果報告を各議員にもお願いしたいと思います。また、今後、このような大型店の出店も多分あると聞いております。こういう点から、このような商業の収容客、売上等、こういうのは大型店では必ずシミュレーションをしていますので、こういう点においても、今後、こういう大型店については書類の提出をお願いしたいと思います。

また、私が一般質問で行いまして、このような重大な案件については、事前に検討の期間をいただけるようお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。1号角田知巳君。

〔1号角田知巳君登壇〕

1番（角田知巳君） 1号角田です。

反対の立場で討論をさせていただきます。

やはりどうしても経済効果、シミュレーション等が私は議会でやっぱり出るべきでなかったかと思えます。商圈がつくられ、市民の方にとっては、非常にいいことなのかもしれません。ただ、議会としては、やはりそこをチェックして一歩進むべきだと私は考え、今回、反対の立場をとらせていただきます。できることなら継続にでもしていただきたかったんですが、継続すると、またこういう契約ができなくなってしまうんでありましようから、非常に難しいということもわかっていますが、議会の活性化のためにも、今後はこういうことをちゃんとシミュレーション等も出して審議すべきではないかという意味も込めまして、反対とさせていただきます。

議長（大野圭一君） 次に、18番関根豊君。

〔18番関根豊君登壇〕

18番（関根豊君） 18番関根です。

議案第42号の財産の処分について賛成討論をいたします。

この土地については、私も地元戸頭ということで、23人の地権者がおりまして、昭和46年に今、我々の同士である海老原議員さん、元市長が市長当時に取得した土地であります。この土

地は、今現在は本当に場所のいいところに換地されて、位置的におりますが、当時は谷津田といいまして、回りが山の起伏に囲まれた、大変農家の方々には貴重な土地ではありますが、耕作に行くときとか、耕作した後、やはり収穫したものを運ぶのに、坂が多かったりして大変不便なところであったと聞いておりますし、また私の親戚等も持っていた土地でありますから、よく存じております。当時、先ほど私も林京議員さんの言葉尻をとっては本当はいけないんですが、やはり討論ですから、前任者の言葉尻はもう1点だけお許しいただきたいんですが、当時、価値がほとんどないところを、ただ同然に買ったというような発言がありましたが、大変それは行政とか、やはりその当時の市民の皆さんの血税を出して買い上げたときの土地の値段にしては、そんなことではありません。農家の方で貴重な財産であり、また市が買い上げるときには、貴重な財産をこれから取得しながら、やはり運営を図っていくということで取得したわけですから、海老原さんの時代にやはり取得したことは間違いではない。その後、また前任の菊地勝志郎さんが市長時代に、平成12年にやはり住宅を促進するという形で方向が転換された。海老原さんの当時は都市の公園として取得されたということであります。その後、人口が伸びて、そして町の活性化がどんどん取手の町に広がってきて、取手市は東京から利便的に大変立地のよい土地ということで人口が増加されてまいりました。そして前菊地市長さんが、では、県営住宅と市営住宅にしようというような構想を描いた、これも決して間違いではございません。そして今度、ここでようやく何十年の経過を得て、そうして初めて大橋市長のもとに、大変な土地の価値観として世の中に出てきた土地であります。そうして今、交通量も大変これから多く見込まれ、そして町の活性化につながることはもちろんのこと、私も交通体系のことで2つだけ、研修に行ってきたことを、少しですが、お聞きしていただければ幸いです。

まず幕張メッセに行つてまいりました。幕張メッセは非常に千葉県でも急発展を遂げた町でございます。そして幕張メッセの商店の4軒の方に聞いてきました。2軒は全然、通りに人通りと車がなかった通りの商店街は今、活性化になっております。それは大きなカールフルジャパンとか、いろいろな商店の大きい規模が来て、急に交通の流れ、アクセスが変わった。そして今は本当に交通量が多く、そして町の相乗効果が出ているということでもあります。若者たちが今、車が混んでも、目的地に向かって行って、そこで買物をしたりレジャーをするということで、それを覆して、交通量が多いから、あそこは行けない、やめたというのは10%に過ぎないといっております。それはちゃんとしたデータが、やはり大きなスーパーからデータが出ております。

そしてもう一つは、福島県の町並みのところのシャッターの多いところに行つてまいりました。そこの2軒の店主さんに聞いてまいりましたが、そこでは、やはり人の流れが今までは大きく駅前にあった、商店街が、それがいなくなったら、もう人通りがなくなった、車も全然来なくなった。そういうことで混んでいた車の時代が懐かしかった。結構、それによっておそばを食べに寄ってくれたり、いろいろな相乗効果が出た。今はもうそんなあれがなくなった。ですから、長男、子供たちも、お父さん、これは跡を継げないよ、我々はサラリーマンになるよ、転業するよということで、転業になってシャッターを閉めたり、そういうことになったというようなことがあります。

それにつけかえて、これからは、取手の西部地区においては、確かに交通量も混むと思います。これは大変な状況になる可能性もありますが、やはり取手市が活性化になって、若者たちも集め、そしてマーケットを広げて、消費者がいっぱい集まっただくというのは、やはりそれによって取手の町、取手の市が発展して、またそこに財政のあれが落ちてくるということでもありますから、私たちはこれを本当によかったと思っております。

あと一つは、この不況で、今は不動産の市場は冷えております。本当にもう辞めたいというのが今、不動産市場の全体で72%、取手でもヒアリングで69%が辞めたいと言っているそうでございます。それは126軒の不動産関係の商業店舗でも、無理だ、もうこれからはやっていけない、そういう時代にホームマックがここに来て、そして地域の住民に夢を与えて、そして安いものを供給して、消費者がそれで1円でも安く買えて、そして経済的に助かるのであればということでもありますから、これは大きなプラスになるということでもあります。

ですから、市の職員の人たちが本当に汗を流して、貴重なホームマックを食いとめて売買に持ち込んだ、そして賃貸を半分させた。賃貸も20年間では6億円も9億円も賃料が上がります。そしてそれは市の財産なわけでございます。ですから、これから20年後、どのような経済状況になるか、これは私にもわかりません。ですけれども、そういうことで市の職員の皆さんが市長のもとに一丸となって町の活性化、地域に夢をとということでホームマックを誘致したことは、私は必ず歴史の中でやっぱり証明してくれるものと確信しております。

また、平成2年、海老原さんが市長時代のときの昭和46年、その当時、だれが、こんな少子化で子供が少なくなるなんていうことを想像した人がいるのでしょうか。これはなかなか想像できなかったことと思います。それを今、また市営住宅をつくるのか、県営住宅をつくるのか、しつこくそういうことであるということ、これから取手市民に対して、また負担を大きくかける1つの要因であると私は確信しております。それを言うならば、住宅公団を見てください、戸頭の、半分以上は空いております。あと私たちが見ている町、ほとんどの半分のアパートが空き部屋です。入っている部屋も、大変失礼ではございますが、その中の3割から4割は滞納者でございます。ですから、そういうような大変な時期に、まだ市営住宅、県営住宅を建てると市長に要望、行政に要望するというのは、どういう考えか、私には全くわかりません。

そして、市長が起爆剤として、死んでいる土地とはいいいながらも、今は大変な価値の上がった土地に蘇らせたわけですから、これは皆さんが一丸となって、毎月毎月250万円を入る賃料をもとに、福祉と教育、全般にわたった財源に使っていただくということが、正確な市民に対する答えではないでしょうか。また、委員会の中で、基金にして置くのではなくて、実際に早く使いなさいという大変貴重な御指摘もありました。これは肝に命じて、執行部の皆さんにも、基金は基金、経済的に財源の不足している教育、福祉の方に回せるものは、即刻、売上の中から回していただいて、市民に安心した生活を営んでいただきたいと思っております。

そして、ああ、取手に来てよかった、そういうようなまちづくりを今まさに市長と行政は邁進しているわけですから、私たち議員も一生懸命になって後押しして、相互に理解して行って、よいまちづくりをしていきたいと思っております。どうか基金と売上によって、皆さんの手の届か

なかった福祉と教育に手が届くような財源に生かしていってくださいますよう心からお祈りいたしまして、賛成の討論といたします。

ありがとうございました。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第41号、取手市公共施設整備基金条例についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号、財産の処分についてを採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第43号、平成13年度取手市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

---

議案第43号 平成13年度取手市一般会計補正予算（第1号）

（委員長報告）

議長（大野圭一君） 本件に関し各委員長の報告を求めます。  
まず総務企画常任委員長関根豊君。

〔総務企画常任委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 18番関根。

議案第43号、平成13年度取手市一般会計補正予算（第1号）、歳入全部、歳出第2款総務費、第12款諸支出金について、執行部の説明を求めました。執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,121万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256億3,121万5,000円とするものであります。歳入、国庫補助金、市町村合併推進補助金500万円、普通財産売払収入、戸頭飯田山6億4,671万5,000円、前年度繰越金950万円、歳出、総務費、取手市・藤代町合併負担金1,000万円、公共施設整備基金積立金4億6,214万円、諸支出金、公有財産購入費、土地開発基金買戻分8,457万5,000円であります。

質疑に入りまして、委員から、公共施設整備基金は公共施設の補修のために使うということだが、その計画はいつまでに立てるのか、また何年で執行するのかという質疑に対し、執行部より、現状の修繕箇所を集約し、今年度以内に大方の修繕計画を立てる予定である。執行期間について、修繕、補修などで年度によって変動があり、基金取り崩しはその都度、予算計上して説明するということであります。

また、別の委員さんからは、諸支出金で土地開発基金からの買い戻しの内容は、2筆の買い戻しで、1筆で988.4平米、もう1筆は0.56平米の買い戻しですということでありました。

討論、反対討論がありまして、補正予算の多くは財産処分によつての補正であり、付け加えて合併についての予算があるが、合併は上からの押しつけ合併であり、法定協に3人の県職員がいる。合併について市民の意向を確認しない予算計上は反対であるという討論がありました。

また、賛成討論がありまして、現在の社会情勢、経済情勢の流れに応じた財産の有効利用であり、基金を活用した公共施設の補修に使うので賛成である。

採決の結果、賛成多数で原案可決でございます。

どうか御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（大野圭一君） 次に、文教福祉常任委員会委員長染谷茂夫君。

〔文教福祉常任委員長染谷茂夫君登壇〕

文教福祉常任委員長（染谷茂夫君） 17番、染谷でございます。

文教福祉常任委員会に付託されました部分についての審査の経過、その結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました部分は、平成13年度取手市一般会計補正予算（第1号）、第1条第1表歳入歳出予算補正中歳出の部の第9款教育費についてであります。

本会議での提案を受けて、執行部より説明を求めたわけでございます。

まず教育部長より、学校施設整備基金積立金1億円を増額計上するとともに、特色ある学校づくり事業を推進するため補助金120万円を増額、さらに社会教育費においては、白山公民館の空調施設が壊れたため、その修繕料330万円を計上した、この3点でありました。

説明を終え質疑に入りました。

まず委員より、特色ある学校づくりの内容と効果について質疑がございました。執行部より、特色ある学校づくりの事業は、市内全小・中学校を対象に、半数ずつ隔年で実施している。小学校には1校当たり13万円、そして中学校には1校当たり14万円を交付するものだと。それぞれの学校で現在、取り組んでいる部分について説明がございました。ことしは支給されない部分のあと半分の小・中学校に対しての特色ある学校づくりとしての予算の計上、これが予算の中身であるということございました。

さらに委員より、学校整備基金は学校の校舎修繕等に対応させるのかという質疑がありました。学校の施設整備基金は、平成9年に5,000万円、平成10年に1億円、平成11年に5,000万円、平成12年に1億5,000万円積み立ててきている。取手小の校舎改築のため2億5,000万円ほど取り崩したので、基金の現在高は1億5,000万円である。今年度は1億円の積み立

てを予定しているので、最終的には2億5,000万円になる予定であるという説明がございました。学校の施設は老朽化が著しく、特に永山中学校では大規模修繕工事も確定している。これらも基金をもとに大規模改修工事を中心に対応していきたいというお答えがありました。

さらに委員より、修繕にあわせて学校の統廃合についても真剣に検討してほしいというお話がございました。

また、委員より、白山公民館の空調施設について、15年も使用してきたというけれども、他の施設はどうか、それぞれ把握されているかについては、しっかりと把握しているというお答えでした。

さらに委員より、330万円はどういった工事なのか。これについては部品の交換を行う。機械全体を新調するとなると1,500万円ぐらいかかるというお答えでございました。

以上で質疑を終了し、討論、採決に入りました。

討論がありました。反対の立場で、本補正予算案は、市財産の処分のお金を出処としている。財産処分には反対なので補正予算案に反対であるという趣旨でございました。

賛成討論はございませんでした。

採決に入りまして、議案第43号、賛成多数により本議案は原案可決となりました。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（大野圭一君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。6番野口利枝子さん。

〔6番野口利枝子登壇〕

6番（野口利枝子君） 6番野口でございます。

議案第43号、平成13年度取手市一般会計補正予算（第1号）について反対の立場で討論いたします。

歳入歳出それぞれ6億6,121万5,000円とするものですが、歳入のほとんどが普通財産売払収入で、戸頭にありました市営・県営住宅建設予定地を売り払ったものによる収入です。そして歳出のほとんどが公共施設整備基金、学校施設整備基金という名による積み立てとなっております。

議案42号、43号と重複しますので、詳細は避けませんが、財政調整基金約10億円、平成12年度は8億円の見込みではあるわけですが、そうしたお金があるにもかかわらず、耐久年数もとうに過ぎ雨漏りする市営住宅、修繕ができなくて空いているにもかかわらず入居させられない市営住宅、また床が落ちそうな職員室、ドアが閉まらない、水が十分に流れない学校のトイレなど、公共施設の修理、修繕が放置されてきました。優先されなければならないのは、基金や貯金

よりも修繕、修理で安心して住める住宅、安心して学べる教育施設づくりではないでしょうか。

また、補正予算中に合併推進のための関係予算1,000万円が法定協議会への繰り出しとして計上されております。法定協議会は、合併先にありきではなく、あくまで合併するかどうかの検討も含め協議をすべきです。自主的合併が基本といいながら県が合併パターンをつくり、協議会には3人も県の職員を送り込んでいます。合併推進県といわれる茨城県、その職員が3人も加わり議決権もあるのでは、国、県の誘導に引きずられかねず、自治体本来の自主性が失われます。また、市長は答弁の中で、住民負担は低い方に合わせ、住民サービスを高い方に合わせるようなことは約束しかねる。人件費だけは削減できる。このように言いました。地方自治体の職員は住民奉仕を仕事としています。その職員の削減は、すなわち住民サービスの切り捨てにもつながります。市民にとって何のメリットもなく、その一方で大型事業だけが取り組まれ、借金だけが後の人たちに残される、このような問題だらけの合併関係予算を含んだ補正予算には賛成はできかねます。

以上で議案第43号、一般会計補正予算（第1号）に反対といたします。

議長（大野圭一君） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号、平成13年度取手市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。  
各委員長の報告は可決であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

暫時、自席で休憩願います。

午後2時02分休憩

---

午後2時03分開議

副議長（長塚忠一郎君） 議長にかわりまして、私が議長役を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第44号、都市計画道路3・4・3号上新町環状線寺田工区道路改良工事請負契約の締結についてを議題といたします。

---

議案第44号 都市計画道路3・4・3号上新町環状線寺田工区道路改良工事請負契約の締結について  
（委員長報告）

副議長（長塚忠一郎君） 本件に関し委員長の報告を求めます。建設常任委員会委員長木村喜好君。

〔建設常任委員長木村喜好君登壇〕

建設常任委員長（木村喜好君） 8番木村です。

当建設常任委員会に付託されました議案第44号、都市計画道路3・4・3号上新町環状線寺田工区道路改良工事請負契約の締結について、審議の内容と結果について御報告いたします。

まず執行部の説明を求めたところ、工事総延長420メートル、そのうち通常の道路改良工事が240メートル、軟弱地盤処理工事が180メートル、軟弱地盤処理工事については、サンドドレン工、盛土工、約700立方メートルを行う。通常の道路改良工事では、抑制ブロック擁壁工事、排水工、舗装工を行うとの説明がありました。

質疑に入り、ある委員より、この付近からクレームはないと聞いているが、住民説明は行われているのかという質疑に対しまして、工事の説明、事前調査の説明を7月に入ってから、できるだけ早い時期に説明会を開催し、万全を尽くしたいとの答弁がございました。

また、同委員より、軟弱地盤という説明であったが、大丈夫なのかとの質疑に対しましては、説明会を十分にいき、掘削どき、土砂の運搬どきの振動など、よく説明していくとの答弁がございました。

また、ある委員からは、軟弱地盤の改良工事は、田んぼ側というが、今、住宅が建っているところも相当地盤が悪いと思われるが、ここもそういう対策を行っていくのかとの質疑がありまして、執行部より道路改良工事で行う。土砂の入れかえなども行っていきたいというような答弁がございました。

また、同委員より、排水の問題はどうなのかとの質疑に対しましては、相野谷川への直接道路排水と一緒に持っていけるような排水計画を県と交渉して、あの近辺は井野幹線に流さず相野谷川へ直接流していく、そのような調査、設計と道路と一緒にやっていく予定であるというような答弁がございました。

また、ある委員からは、軟弱地盤であるということが、当市が別に設計をして、工事を鹿島建設へ発注したということだが、追加工事が発生するようなことはないか。また、追加工事が発生した場合は、当初設計の予算内で行う方法は考えているのか。また、隣接して建っている住宅についての補償はどうなるのかという質疑がありました。質疑に対しまして執行部は、補償については市が行う、調査して十分に配慮していきたいとの答弁がございました。

また、ある委員からは、軟弱地盤のところ田んぼの地盤沈下が心配です。調査しているのかとの問いに、また田んぼが盛り上がり、下がったりすることが考えられるが、どのような対応をとるのかとの質疑に対しまして、今後、十分に検討をしていくとの答弁がございました。

以上で質疑を終結いたしまして、討論に入りました。

討論が1件ございました。大変地盤が悪いところであるので、住む人たちに迷惑のかからない方法で工事を進めていっていただきたい。地元の業者を活性化するようなことも考え、今後、工事があるときは、地元の業者に反映できるように考えていただきたいということを含め賛成する

との賛成討論がありました。

採決を行った結果、全員賛成で原案可決であります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

副議長（長塚忠一郎君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号、都市計画道路3・4・3号上新町環状線寺田工区道路改良工事請負契約の締結について採決をいたします。

委員長の報告は可決であります。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 全員賛成であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第13、報告第3号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、ないし日程第17、報告第8号、茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約の専決処分の承認についての5件を一括議題といたします。

---

報告第3号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

報告第4号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

報告第6号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

報告第7号 茨城県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少の専決処分の承認について

報告第8号 茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約の専決処分の承認について

（委員長報告）

副議長（長塚忠一郎君） 本件に関し委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長関根豊君。

〔総務企画常任委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 18番関根。

報告第3号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、執行部の説明を求めました。

地方税法の一部改正に伴っての改正であります。改正の主なものは、個人住民税において、土地などの譲渡課税の特例の期間延長、株式譲渡益課税の申告分離一本化の創設、固定資産税については、被災住宅地にかかわる税の特例措置の創設、特別土地保有税の徴収猶予の拡充が改正の主なものであります。

質疑に入りました。

改正により税制は変わるかとの質疑に対し、特例期間の延長であり、変わらないということでもあります。

討論なし、採決、全員賛成で原案承認でございます。

報告第4号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、執行部の説明を求めました。

執行部より、都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴っての改正であり、条文の整理であるとの説明であります。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で原案承認でございます。

報告第6号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、執行部の説明を求めました。

執行部より、取手市政治倫理条例が施行されたことにより政治倫理審査会を設置するための一部改正であるとの説明でございます。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で原案承認でございます。

報告第7号、茨城県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少の専決処分の承認について、執行部の説明を求めました。

4月1日に潮来町、牛堀町が合併し、潮来市になったことにより当該事務組合を組織する市町村の数の減少の専決処分をするものであるとの説明であります。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で原案承認でございます。

報告第8号、茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約の専決処分の承認について、執行部の説明を求めました。

執行部より、4月1日に潮来町、牛堀町が合併し、潮来市になったことにより当該規約の一部を改正するものであるとの説明であります。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で原案承認でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

副議長（長塚忠一郎君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 討論なしと認めます。

これより報告第3号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

委員長の報告は承認であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 全員賛成でございます。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

これより報告第4号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

委員長の報告は承認であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 全員賛成であります。よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

続いて、報告第6号、取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決いたします。

委員長の報告は承認であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 挙手全員であります。よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

これより報告第7号、茨城県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少の専決処分の承認についてを採決いたします。

委員長の報告は承認であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 全員賛成でございます。よって、報告第7号は原案のとおり承認されました。

これより報告第8号、茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約の専決処分の承認についてを採決いたします。

委員長の報告は承認であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 挙手全員であります。よって、報告第8号は原案のとおり承認され

ました。

続きまして、日程第18、請願第6号、道徳教育の強化と教科書の採択に関する請願書及び日程第19、請願第8号、道徳教育の強化と小・中学校用教科書の採択制度運用の改善に関する請願書の2件を一括議題といたします。

---

請願第6号 道徳教育の強化と教科書の採択に関する請願書

請願第8号 道徳教育の強化と小・中学校用教科書の採択制度運用の改善に関する請願書  
(委員長報告)

副議長(長塚忠一郎君) 本件に関し委員長の報告を求めます。文教福祉常任委員会委員長染谷茂夫君。

[文教福祉常任委員長染谷茂夫君登壇]

文教福祉常任委員長(染谷茂夫君) 17番染谷でございます。

当文教福祉常任委員会に付託されました請願第6号、並びに請願第8号について、審査の経過、並びに結果について御報告をさせていただきます。

まず請願第6号であります。道徳教育の強化と教科書の採択に関する請願書、紹介議員は海老原一雄議員でございました。請願者は水戸市大町3の4の13、日本会議茨城会長横山亮次さんでありました。受付は平成12年11月27日、そして12月8日に付託をされております。

また、請願第8号は、道徳教育の強化と小・中学校用教科書の採択制度運用の改善に関する請願書ということで、請願者は取手市新町5の19の8深谷哲也氏であります。紹介議員は長内治雄議員、長塚忠一郎議員でありました。受付は12年11月29日、付託が12年12月8日ということでございます。

両請願につきましては、表題が若干変わり、内容も表現が変わっておりますが、内容的にはほぼ同じようなものでございましたので、当委員会としましては両請願を一括して審査してまいりました。

まず結論から申し上げます。本請願について昨年12月より数回にわたり審査をしてまいりましたが、去る6月15日の文教福祉常任委員会におきましては、本請願の取り扱いについて確認をいたしましたところ、賛成多数で採決をすべきであるということが確認されました。よって、本請願について、まず討論を求めました。

反対討論がございました。請願提出者の日本会議茨城は新しい教科書をつくる会のメンバーである。この請願の奥に秘めたものは、新しい教科書を採用しろということであるのが読み取れるため反対であるという趣旨の討論がございました。

請願第6号、同じく請願第8号についても、同様の趣旨の反対の討論がございました。

討論を終結いたしまして採決に入りました。請願第6号については賛成多数により請願は原案採択であります。

なお、請願第8号につきましても、同様に採決をいたしましたところ、賛成多数により請願は

原案採択となっております。

さて、そこに至るまでの経過を若干、説明させていただきたいと思います。

まず本請願が付託されました平成12年12月8日、そして本委員会の方で審議いたしました12月11日、定例会中でございますが、このときは、表題は異なるが、内容については非常に類似している。よって、市の執行部、あるいは請願者からそれぞれ話を聞いてということを確認いたしまして、継続審査としたところでございます。

次いで、年が明けて1月10日、水曜日でございますが、文教福祉常任委員会を開催いたしました。この日は請願書2件を一括議題といたしまして、請願の審査に入る前に、道德教育、教科書の選定についての市の状況について執行部の説明を求めました。

執行部から、道德教育の強化については、新学習指導要領の中で強化することをうたい、取り組むこととしていく。道德教育は学校教育だけでは十分とはいえない。地域が一体となって取り組むべきと考えている。学校では月一度の道德教育の公開も行い、教材についてもビデオ等を活用しながら行っている。また、教科書の採択についてであります。取手市は茨城県を7分割したうち第6採択地区に位置している。教科書選定協議会を設けての採択方式をとっている。県南教育事務所が事務局となり、教科書の調査を行い、委員会で決定の後、第6採択地区内の14市町村で使用している。平成8年の行政改革意見書によると、小規模化で教科書の選定をしてはどうかという意見も出されているという説明がございました。

これを受けまして、質疑に入りました。

委員より、道德教育の何に不備があって請願が出されたのかということを見ると、道德教育をしっかりとやってくれということだと思うが、どうか。これに対し、昭和30年に週1時間の道德教育を持つことが義務づけられた。教え込む教科ではないという考えがある。請願の強化という言葉は、しっかりとやれという言葉に読みかえることができると思う。

また、委員より、学習指導要領の中に道德教育の充実をうたっているが、現状はどうなっているか。これについて、各学校の実態にあわせた年間指導教育を設けて実施しているのが実態。いずれにしても、指導要領に基づいて年35時間の授業を行っている。

委員より、教科書の選定であるが、選定協議会の構成はどうなっているか。執行部より、教育長、教育委員で構成されている。

また、委員より、選定作業について、その流れを説明してほしい。これについて、教科書は4年に一度決められるが、流れとしては次のようになっている。まず業者が教科書を作成する。さらに文部省による検定、県、市での教科書選定、さらに各学校での使用という流れである。

委員より、4年に一度の採択というのは法律に基づいたものと思う。事前に問題のある教科書が出されたのか。執行部より、それはない。

また、同委員より、戦後、学習指導要領が五、六回変わっている。子供が今の教育に追いつけないという実態がある。30年前と比較すると授業の量も減っている。授業は新幹線並みのスピードで進んでおり、その結果、落ちこぼれという問題が生じているのではないか。さらに「21世紀を生きる青少年が」という文言が文章にあるが、これは指導要領の中のものではないのか。

これに対して執行部より、それとは違うという返事がありました。

また、教科書の調査、指導委員会委員の選定について、その決定権はだれにあるのか。これについて執行部より、県の教育委員会だと思ふ。

また、先ほどの委員の質疑に対して、平成10年度から新指導要領に変わった。全体で3割の授業が減っている。それにより空いた時間で復習の充実に充てているという返事でした。

さらに、委員より、指導要領に新たに我が国の歴史に対する愛情という一文が加わった。請願の趣旨は歴史の教科書だと思ふ。市内各公民館に全教科書を配置して、常に閲覧できるようにできないのか。これに対し、教育委員会で採用した教科書の閲覧期間を設けているが、閲覧に来る人は少ないようだ。これについて、新年度から閲覧についての準備をしてはどうか。これに対して、法に抵触しない範囲で検討していきたいという話がありました。

また、委員より、文教委員会の資料として、市で使っている教科書で問題があるという指定を受けた教科書を用意できないか。また、参考人を招聘する際に参考資料として用意してもらうことを要望したいというようなやりとりがありました。

2月上旬に再度、委員会を開催することで当日は委員会を閉じております。その際には参考人を呼びたいということで終わりました。

13年2月13日、さらに3月13日、両日、文教福祉常任委員会を開きまして、それぞれの請願者から請願趣旨について説明を求めたところであります。説明を求める中で、主だったものだけちょっと触れさせていただきます。

まず参考人から趣旨説明を求めた中で、これからの日本の将来を担う子供たちに、我々の先祖が築き上げてきた独自性を伝えたいと思ひ、そのために事実を伝えることができる歴史教科書をつくりたいと思っている。日本の歴史を述べるのに、なぜ他国の干渉があるのか。教科書の選択にかかわる人たちがどの程度、自国の歴史について考えているのかが疑問に思ふ。自分の国に誇りが持てるような教育を進めていくことができる教科書が必要であると考えている。このままでは、日本の子供たちが自国に対する誇りが持てなくなってしまう。日本の将来を担う子供たちに希望を持ってもらうことができるような教科書をつくり上げたいと考えているといった趣旨の説明がありました。

それらについて、委員より、道徳教育の強化については何かないかということについて、近年、多く発生している17歳の青少年の犯罪、これらも誇りが持てないことに由来しているのではないかと考える。現在の教育のあり方とリンクして考えざるを得ないというような参考人のお話でした。

途中、休憩等を挟みまして意見交換等がありましたけれども、参考人より、子供の将来を考えた場合、国を愛する気持ちを持つ子供に育てたい、ぜひ議員さんにそういった活動をお願いしたいということで、参考人の方からの話を終えたところでございます。

さらに、本請願及び請願第6号の審査に当たって、教科書に目を通しておいた方がよいということで、文教委員会としましては、現在使われている教科書、公民、並びに歴史ですが、それらをそれぞれ各自購入いたしまして、それに目を通させていただいたところでございます。さらに、

目を通させていただいたことをもとにして、5月14日に文教福祉常任委員会を開いております。

そのときは、まず現在、市で使用している中学校の社会科教科書の現状について調査をするということでスタートをいたしまして、執行部から若干、説明を求めました。中学校の社会、公民授業は、学習指導要領に基づいた授業がもたれている。1、2年のところで地理106時間、歴史105時間、それを基礎として進め、3年で公民85時間を教えている。指導に当たっては、要領にこと細かな記述があり、それに基づいた教え方をしているところであるということでした。

質疑を求めましたところ、昔、公民という教科はなかったが、公民とは何かというような質疑がございました。指導課より、地理、歴史を勉強した上で、公民的資質を養うことを目的に行う授業、公民的資質とは、社会人として、公民としてどうあるべきか、日本人として世界にどうあるべきか等々である。

委員より、1、2年生で授業の内容による影響は大きくないのか。指導要領に基づくものであるが、個々の授業内容については、教師の教え方の特徴があらわれる場合も考えられるという答えでございました。

さらに、委員より、社会科の勉強については、歴史の指導要領の基本は、10年に一度の改正があると思うが、変わってきているところはあるのか。それについて、学び方を勉強しようというふうに変ってきている。以前は覚えようというものであった。知識の詰め込み方式からの変更という説明がございました。

主にそのようなやりとりがありました。そういった内容で教科書の審議は終了させていただいております。

そして、先だつての6月に、先ほど申し上げました件でございますが、結論ということで、取り扱いについて継続という話もございましたけれども、賛成多数で採決をせよという話になりまして、先ほど報告いたしましたとおり賛成多数で両請願は採択ということになったわけでございます。

非常に途中を飛ばしたところがございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

副議長（長塚忠一郎君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。9番城之内景子さん。

〔9番城之内景子君登壇〕

9番（城之内景子君） 9番城之内でございます。

請願第6号、道徳教育の強化と教科書の採択に関する請願書及び請願第8号、道徳教育の強化と小・中学校用教科書の採択制度運用の改善に関する請願書に対しての反対討論を行います。

来年4月から始まる新教育課程で使用する中学社会科教科書の検定が終了し、今回は新しい歴史教科書をつくる会主導で編集された中学社会科教科書の匿名性が破られ、歴史の事実を湾曲する内容が含まれているとして、韓国、中国から強く批判されるという事態を招き、アジア近隣諸国との友好、親善を進める上で重大事態の発生が案ぜられました。

そこで、公明党は、1、教科書検定制度の改善について、このたび検定審議会が指摘した137カ所については厳正に検定されたものと思う。今後、政治的姿勢に翻弄されない民主的な教育をさらに徹底するため、中央における検定制度は検定調査審議会の体制を公正かつ開かれたものへさらに強化、改善するとともに、検定制度の中立性、公正性をより強く担保する制度改革を行う必要がある。

2、歴史認識について。平成7年8月15日の村山内閣総理大臣談話や同年6月9日の衆議院国会決議に示された歴史認識を遵守すべきであり、歴史の湾曲には断固反対するものである。

3、アジア各国共同で共通の歴史事実の確認作業を、我が国は韓国、中国を初めアジア各国との友好親善を進展させ、アジアの平和確認のイニシアティブをとるべきであり、そのためにもアジア各国とも連携して、学識者や研究者を中心に客観的資料に基づく具体的な歴史事実の確認を積み重ね、可能な限り共通の歴史事実の確認作業に全力で真摯に早急に取り組むべきである。

最後に、インドの英知の言葉をこの会場の皆様に送りたいと思います。ネルーはかつて日本の学生に「誤った科学の使い道は紛争や戦争に導く。そこには大学が与える人道的な人類愛がなければならぬ。これが我々を憎しみから開放してくれる。青年はあすの世界である。あすの世界は青年の肩にかかっている。」

以上、3点にわたり見解を申し上げ、反対討論といたします。

副議長（長塚忠一郎君） 次に、賛成討論の発言を許します。

後はみんな反対ですか。3番平由子さん。

〔3番平由子君登壇〕

3番（平由子君） 3番平由子。

請願第6、第8に対する反対討論をさせていただきます。

現在、日本の国、私たち日本民族に一番欠けていて必要とされているもの、それはすなわち自立するということに尽きるのではないのでしょうか。現代社会におきまして、私たちは自然を失ってしまい、また過密による社会におきましては、孤立し、そのことによって人間性を失ってきております。また、教育の社会におきましては、表面的には過剰な教育なのに教育の不在と騒がれております。子供たちの責任は、本来は動物の社会でも見られますように、責任はまず親にあるものなのです。そして親が子供を産んで、保育する必要に迫られて、まず保育園が存在する、その保育という考え方、その考えの深まりが学校の存在を生んでいきます。その学校の存在、それは子供を育てるという重要な任務の一部を教師と学校に共同信託する、それは御上にお任せするというのではなくて、両親はすなわち子育ての喜び、それはあるんです。自分の子供の人間的成長の期待を教師に伝え、学校に対し要求を出し、批判する権利を、また責任を負っている、ある場合には、もうそんな学校には行かせない、そういうふうな拒否の権利をも根本的には含んでい

ると思います。親は大いに教育の内容には口出しすべきであると思います。

よく最近、知恵太りで徳が痩せているというのが問題になります。しかし、実際に知恵が本当  
に太っているのでしょうか。今、国際的にいろんなデータが出ておりますけれども、日本の子供  
たちの知恵は決して太ってはならないという結果が出ております。この原因は、むしろ物理的な  
影響があるのではないかと私は非常に懸念しております。昨年、タイムなどでは、日本の子供た  
ちはダイオキシンのおだんごになっているというのが表紙にばんと出たことがありましたけれど  
も、そういうふうに、やはり環境ホルモンの影響は多大なものがあると思います。しかし、その  
ようなことは、それは私たちの行政の対策なんです。ですが、深刻な問題として、果たして知恵  
のない徳というのはあるのでしょうか。頭の中に何も考えないで徳を行うことができるならば、  
それはどういう意味で徳足り得るか、そこのところは非常に大事になってくると思います。

私は今ここであるものを書いてきました。知恵があります。そしてこの人間が行う徳がありま  
す。知恵がなくて徳だけが存在するということは、すなわち考えがなくてロボットの、その組  
織なり、あるものに従っていかなければならなくなる、このような、すなわち知恵のない徳、そ  
れはどういう意味で徳足り得るかということは非常に問われなければならないことであると思  
います。柳田邦男先生もおっしゃっておられます。子供の遊びは最も自分から自分たちで行う、す  
なわち非常に自治的な活動をするんだ。子供の段階において自分たちがみずから自分たちでその  
社会をつくりながら、自治体みたいな感じに、子供たちのあれで、その能力を備えていくんだ。  
だから、ときにははめを外し、はめを外しながら遊ぶような行動、そういうようなことを学校は  
十二分に保障しなければならない。

また、教育問題は、すなわち子供の現代社会におきましては、生存の次元に結びつけて考え直  
していかなければなりません。生存権がなくて教育権だけがあれば、教育そのものは実態を欠い  
た空っぽなものになります。

この請願書をごらんになればわかりますけれども、ここのところに、皆さんも、学習指導要領  
の目標に基づいた内容の比較検討を基本とすること、学習指導要領の目標に基づいた内容の比較  
検討、このことがどういうことを意味するかと申しますと、今、それが決められてから、かれこ  
れかなり月日がたちますけれども、3割削減、しかし現代社会、21世紀に向かっては、世界中  
で知の大競争、勝ち抜いた国だけが豊さを享受できるとされている時代です。ナノテクノロジー  
にしる、バイオにしる、そのほかもろもろのことにしても、理科と数学を、英国におきましては、  
その半分の時間だけ、すなわち9年間において日本では1,184時間、理科においては640時  
間、先進国では最低水準であります。中学生の段階においては、進化論も教えないような新教科  
書が登場してまいります。そのような中におきまして、現段階におきまして、今、アジアの  
国々の中で日本のトップレベル、一番となった国が1999年におきまして東工大は第5位、1  
位が中国の精華大学、去年2000年におきまして京都大学が第4位、そのような状態である中  
におきまして、先日、一般質問のとき、総和町の小・中学校が学区が自由化になった。要するに  
子供たちに選ぶ自由を与える、これは非常に大事なことでございます。

今、正しいといわれているルールがあしたも正しいかどうか。一部、教職員と学校管理職の対

立の裏側で深刻な教育の荒廃が進み、教室が砂漠化されてしまった、その実情は、親も教育委員会にも報告されず、イデオロギーの対立の中で都合の悪い問題は隠蔽されてしまっている経過がございます。しかし、問題は子供たちがいかにして人類の蓄積してきた文化遺産をどのような形で人類の進歩に参加する能力を身につけていくか。子供は従属させるのではなく、科学的成果を教え込むのではなく、その一人一人が他人との豊かな関係の中で自分を再発見し、再創造していく、そういうふうな自立が必要でございます。それは決して孤立ではございません。

21世紀には追従型では適応できません。そういうことで反対討論とさせていただきます。

副議長（長塚忠一郎君） ほかに賛成討論はございませんか。

それでは、反対討論が続いていますので、討論を終結させていただきたいと思います。もう反対を2つもやっていますから。

それでは、簡潔にひとつ、7番加増充子さん。

〔7番加増充子君登壇〕

7番（加増充子君） 7番加増です。

請願第6号、第8号の反対討論をいたします。

第6号、道徳教育の強化と教科書の採択に関する請願書、同じ内容であります第8号、いずれも今使われている歴史教科書は自虐的で暗い部分だけ強調している。子供たちに日本民族としての誇りと愛国心を持たせることができない。だから自分たちのつくった教科書を使わせよう。そのためには今の教科書採択制度を改めようというのが今回の請願の趣旨です。

請願者である日本会議茨城は、右翼思想を持つニシオカンジ氏を中心とした団体で、普通は新しい歴史教科書をつくる会として活動をしており、同様の請願書を全国一斉に提出しております。今回の教科書問題は、国内外、世界中から批判を浴びている内容で、日本政府が検定基準の1つにしている近隣諸国条項にも、植民地支配と侵略に痛切な反省を表明した1995年の村山首相談話、98年の日韓共同宣言など日本の対外公約にも明確に反対しているものであります。

先日的一般質問の中で、現在のさまざまな出来事に象徴される教育の問題が、あたかも現在使われている教科書にあるかのような現場の先生や教職員組合、一部野党に問題があったかのような戦後の民主教育そのものを否定し、民主憲法、平和憲法否定のやりとりが行われました。まともな侵略戦争への反省もなく、半世紀にわたって政権の座にあった自民党や政府・文部省等による憲法や教育基本法を蹂躪する不当な教育への干渉などが繰り返し行われてきました。こうしたことが現在の教育の歪みを生み出しているという歴史的経過を覆い隠すため、歴史の真実まで歪め、教育現場へ持ち込むことは許されるものではなく、逆さまの議論といわざるを得ません。

さらに、数千万人を犠牲にした侵略戦争の精神的な柱として利用された靖国神社参拝を中学生に求められるなどは絶対許せません。この点を申し添えておきます。

さて、ここで、つくる会の教科書の内容に触れ、問題点を指摘いたします。

1、侵略戦争を肯定し、美化していることです。日本の歴史は他国に例を見ない誇るべきものとして、中国や韓国に対し偏見と蔑視、差別意識を剥き出しにしており、第二次世界大戦は聖戦で、ヨーロッパの植民地支配からアジア諸国を開放したとって戦略戦争を美化し、従軍慰安婦、

南京大虐殺など、旧日本軍の残虐犯罪を認めようとしません。韓国政府が異議を唱え、修正を求めるのは当然です。

2点目です。教育勅語を賛美し、憲法、教育基本法の理念を否定していることです。明治国家を高く評価しており、大日本帝国憲法を肯定的に描く反面、日本国憲法については否定的に描いております。また、国会で排除、失効した教育直後を全文掲載して、近代日本人の人格の背骨を成すものと賛美しております。このような憲法否定の教科書は戦後初めてであり、これは公教育において許されないものです。日本国憲法、教育基本法、学校教育法の精神に沿った教科書を子供たちに与えていくのが国の責任ではないでしょうか。

3、天皇中心の神の国という皇国主観で書かれていることです。神武天皇から始まって昭和天皇の生涯を美化するコラムで締め括っている天皇中心の構成になっております。戦前、戦中の国定教科書・国史と同様に神武天皇を初代として昭和天皇を第124代と書いてあります。天皇が日本社会の最高の権威者であることを強調しております。

3点、これらは主な内容であって、この教科書は子供たちに戦争賛美の思想を植えつけようとするものであります。

また、教科書採択制度については、採択権を学校の現場教師から地域の教育委員会へとするもので、子供たちに授業を行う先生方現場の意見が反映できないようにするものです。戦後、天皇制軍国主義教育への反省から日本国憲法のもとで教育基本法が制定され、日本社会全体が戦争の反省から平和と民主主義を目指していく大きな流れの中で、国定教科書が廃止され、教科書検定制度が成立したわけです。この歴史的経過を考えるならば、文部科学省が検定の対象とし、教育委員会の採択の対象とする教科書は、憲法、教育基本法の精神の立場からつくられていることが前提となるのではないのでしょうか。歴史の真実に立って、侵略戦争と植民地支配に対して反省することは、日本がアジア外交に取り組む大前提です。

日本共産党は、戦前から侵略戦争に一貫して反対し、平和と民主主義の旗を掲げて戦ってきた党として、日本の国を再びあの暗い時代に引き戻そうとする策動に対して断固反対するものです。子供たちには真実を伝える教科書を与えるべきとし、請願者の願う教科書は取手市の公教育では採用すべきでないと考えます。

よって、請願6号、第8号の反対討論といたします。

副議長（長塚忠一郎君） それでは、賛成討論を求めます。23番小笠原俊郎君。

〔23番小笠原俊郎君登壇〕

23番（小笠原俊郎君） 御指名をいただきました23番小笠原でございます。

私も人生53年やっておりますが、穏やかに余生を過ごしたいという思いで、酒もやめました、たばこも吸いません、いろんなこともやめました。後はもう3年間、肅々として議員生活の最後の花道を飾ろうと思っておりました。穏やかな中で取手市のために全精力を傾けようと思っておりました。きょうも黙っていようかなと思いましたが、二、三気になる点がございました。

今、問題にされているのは、恐らく扶桑社の新しい歴史教科書をつくる会が中心になってつくられた教科書が問題になっていると思うんですが、ざっとでございますが、一読いたしまして、

どこに歪曲があるんだ、どなたか歪曲と。歪曲というのは、辞書で調べますと、恐らく事実と違うことが書いてあるということだと思んですが、素直に受けとめれば、これは一応、日本の検定制度の中で検定を受けた、一応合格したという教科書でございますので、歪曲したという表現は取り消していただきたいと、議長の方に、そのあたりお願いします。それは私が言っているわけだから、言ったかどうかは、議長において、しかるべき措置をお願いしたいと思います。歪曲したところは一切ございませんということで、私は日本の検定制度を信用しております。

今回、8社が検定に受かったわけですが、他社の教科書も検定制度の中で合格したということで、ただ、問題点は余りにもバランス感覚が欠如しているのではないかと。日本の歴史が、特に近代史が、特に侵略戦争という言葉を使いまして、これだけ悪いことをしたんだ、これだけだと、もちろん戦争ですから、常々申し上げておりますように戦争ですから、人を殺したでしょう、また殺されたでしょう、戦争ですから多く殺した方がいいんです。戦争をやるからには勝たなくてはだめなんだ。当たり前なことなんだ。やられた方はおもしろくない、負けた方はおもしろくない、当たり前のことでしょう。韓国、あるいは中国は、戦争に負けたわけですから、日本にいちやもんをつけるのは当たり前ですよ。それを真に受けて、中国の教科書を日本の教科書にしるなんて、どういう真剣かね。これがまともな神経だと今言っているわけですね、皆さん、3名か4名の方が。韓国は国定教科書ですよ、1本しかないんです。また、中国は御存じのように中国共産党の機関紙ですよ、あの歴史書は。事実を強調した認識を持つようなんで、これはどういう神経でそんなことを言っているんですか。韓国はあくまでも1本しかない国定教科書、中国は機関紙ですから、共産党の、それを一本化しようなんていうのは、これは絶対にやってはいけないことです、あり得ないことです。これから戦争をして、中国になり、韓国に、日本が、はい、手を挙げました、今も盛んに騒いでいるオタカさんという人が非武装中立なんて、あんな寝言を言っていますが、非武装中立なんてどうするんですか、ああいう無責任なことが、今でも、社会党がつぶれてしまって、社民党というんですか、そういう名前になって、社民党でもなんでも構わないんですが、もうほかの一つ覚えのように非武装中立なんて寝言を言っている。日本はアメリカと軍事同盟を持っているから、そんな非武装中立なんてのんきなことを言っているわけですから、いろいろ言いたいんですが、名誉のために申し上げておきます。私は新しい歴史教科書をつくる会の会員ではありませんが、一応、この問題に対しては共感を持っております。そういった観点から、検定合格の際に出した検定合格に当たっての声明書をこの場で読み上げて、皆さんの御理解を得たいと思います。非常に私自身も文章の能力がございません。非常にまとまっております。二、三分の文章でございますので、ぜひともお聞きいただきたいと思っております。

「新しい歴史・公民教科書の検定合格に当たっての声明。このたび当会が提案し、扶桑社が編集、作成した中学校歴史・公民教科書が文部科学省の検定に合格いたしました。かえりみれば平成8年12月2日、当会設立の記者会見を催してより既に4年余りの歳月が経過しました。本日、ここに1つの確かな結実を見たことは深い感慨に耐えない。戦後、歴史教科書改善の必要は繰り返し主張されてきたが、どうしても改めることができなかった。冷戦の終結で転換の兆しが生まれるかと期待されたが、逆に今日まで悪化の一途をたどった。平成8年、中学校の全歴史教科書

に従軍慰安婦の記述が途上した事実は、心ある国民に歴史教科書の非常識ぶりが極限にまで達したことに気づきました」、私も気づいた1人でございます。

「当会が立ち上がったのは、まさにこの場面においてだった。当会の主張を支持する国民の輪は急速に広がった」、これは小泉さん、今の首相も靖国神社参拝を何が何でもやると非常に心強い発言をされております。腰砕けにならないようお願いしたいと思います。続きを読みます。

「しかるに、いよいよ検定に差しかかると、ルール違反としか言いようがないさまざまな攻撃が繰り返された」、これは新聞で御存じで、この前申し上げましたように、中国、共産党、韓国、あるいは北朝鮮の方から、ありとあらゆるマスコミ媒体、特に三大紙の中で、朝日新聞、毎日新聞、そしてテレビメディア、これに影響される国民のそういったことを利用しまして、流れを変えようという焦りにも似た報道がありました。それに文部省の方も屈せず、堂々とした形で、先ほど申し上げましたように検定がされたわけです。

「去年の7月から早くも一部マスコミによる検定中の白表紙本へのバッシングが始まった。いまだ内容が確定していない白表紙本を断片的、恣意的に引用し、非難を加えることは、手足を縛られた者を殴るにも等しい」、いや、それ以上だと思いますが、「極めて悪質な行為である。また、検定調査審議会のメンバーの中に、検定不合格をもくろんで事前工作を働くものがあらわれた」、いわゆる外務省の売国奴と私は言いたい。酷過ぎる、外務省の中のエリート外交官が日本を売るような行為をした、これはもう明らかでございます。

「この一件は、背後に外務省の組織ぐるみの関与を疑わせる不透明な出来事だった」、田中真紀子さんにはこういう点を正してもちいたいと思っております。ただ、田中真紀子さん自身も中国の子分みたいなもので非常に不安を持っておりますが、小泉さんの手綱裁きを期待するものであります。

「さらに朝日新聞が当会を包囲攻撃する世論の形成がおぼつかないことを悟ってか、2月21日付一面トップ記事で、中韓両国の外圧誘発を企てる報道をあえて行い」、先ほど来、申し上げておるとおりでございます。

「その結果、両国から不合格を図る政治圧力が表面したことは、検定の論理に対する重大な挑戦であるとともに、これら両国との友好発展の見地からまことに遺憾なことであった。さらに長年、検定制度の廃止を唱えてきた社民党」、先ほどの土井たかこ党首の社民党でございます。旧社会党、これはつぶれました。「が扶桑社版教科書の標的として憲法違反の検閲を求める姿勢を公にした。その節操のなさ民主主義のルールを犯す徹頭徹尾のなさにはただただ驚くばかりであります。幸いなことに政府及び文部科学省は、それら一連の動きに対し終始理性ある姿勢を崩さず、ここに扶桑社版教科書は無事検定を通過しました。これは教科書の内容が学習指導要領の要請に適い、かつ必要な修正を得たものである以上、当然といえば当然のことである」、これは修正に修正を加えられまして、泣く泣く修正に応じた結果、非常に当初の白表紙本からはかけ離れたものでございますが、満足とするしかございません。

「この間の推移の険しさを考えると、検定のルールが厳守されたことを評価したい。政府及び文部科学省の姿勢を支えたのは国民意識の成熟であった。外圧に屈しての政府が政治介入するこ

とを健全な国民の常識が許さなかったのである。ここに中韓両国による外圧の限界がはっきり露呈した。もし我々の教科書が途中で挫折するか、外国の圧力で不合格にでもされていたら、日本人はもう自前の歴史認識に立つ教科書を日本人自身の手でつくることはできなくなってしまったことだろう。我々は崖っぷちに立たされていたといえる。しかし、その困難はここに突破することができた。我々は今、昭和59年以来」、これは私が議員に当選して以来でございます、「昭和59年以来、繰り返されてきた中韓外圧とそれへの迎合という我が国と両国との健全な関係の発展を妨げてきた悪循環をやっと断ち切り得る新たな歴史のステージに立ったことを確認する。これは歴史教科書問題にとどまらず日本の社会に常識を取り戻す大いなる契機となることでありましょう。当会は、設立に際して発表した趣意書において、あるべき教科書の姿をこう述べた。私たちのつくる教科書は、世界史的視野の中で日本国と日本人の自画像を品格とバランスをもって活写します。私たちの祖先の活躍に心踊らせ、失敗の歴史にも目を向け、その苦楽を追体験できる日本人の物語です。教室で使われるだけでなく、親子で読んで語り合える教科書です。子供たちが日本人としての自身と責任を持ち、世界の平和と繁栄に献身できるようになる教科書です。今回の検定においてやむを得ない修正を余儀なくされた部分もありますが、全体としてほぼ趣意書に掲げたとおりの教科書が誕生したことを、これまで当会を支援していただいた人々とともに喜びたい。同時にこの教科書は我が国の歴史への愛情を深めることをうたった学習指導要領、歴史的分野の目標に極めて忠実な教科書であることを自信を持って表明しておきたい。今後の課題は」、これからが大事でございます、「今後の課題は、教科書採択の正常化であります」、今、取手市においても、教育長、教育委員長が中心になりまして、第6採択協議会の中で正しい判断をしてくれるものと思います。特に不当な圧力に屈してはなりません。私も声が小さくてもものも言えませんが、各党の特に論客と称される連中から、絶対にそんな圧力を受けない、もう自信を持って選択をしていただきたいと思います。この文章の中にはありませんが、ぜひつけ加えておきます。

「今後の課題は教科書採択の正常化である。法令上、教科書の採択の権限は、住民の選挙で選ばれた自治体の首長」、これは取手市でいえば大橋市長でございます。大橋市長が議会の同意を得て、議会というのは我々のことでございます。議会の同意を得て任命する教育委員、教育委員は今5名おります。その中で、教育委員長、教育長が中心になるわけでございます。ところが、教育委員の責任と権限が曖昧となり、これは今までのそういった反体制、反国家の運動をしてきた人たちにもがんじがらめの中であってありますが、これに目覚めて、恐らく正しい判断をしていただけるものと思っております。

「教育委員の責任と権限が曖昧となり、教育への民主的なコントロールが十分に機能していないのが実情である。この状況を打開して、責任ある教科書採択を行うよう、全国の」、これは私は全国に言ってもしょうがありませんが、この文章では全国と書いてありますが、取手市の教育委員会、そして第6採択協議会の教育委員に申し上げたい。

「率先して採択の正常化に努力することをここに表明するとともに、広範な国民にこの問題の重大性を訴えるものであります」、これは検定合格の直後、平成13年4月3日、新しい歴史教科書をつくる会が出した声明文でございます。私は新しい歴史教科書をつくる会の会員ではござ

いません。先ほど靖国神社に断じて参拝なんかさせないと申し上げたような発言がありましたが、私は靖国神社に参拝しろとか、した方がいいとは言っておりません。靖国神社に参内していただきたいということを申し上げております。そして考え方を押しつけるつもりはございません。靖国神社という、歴史の教科書でございます。それを見ていただければ、繰り返し申し上げておりますように平和主義者になります。私自身も戦争なんかするつもりはありません。ただ、及ばずながら日本が侵略の危機になったとき、役に立ちませんが、53歳の5尺5寸の体、国家繁栄のために命を捧げる覚悟はできております。多くの日本人がそういうつもりだと思います。小泉総理が靖国神社の正しい認識をしていただけるということを、この場をかりまして、これはあくまでも公式の場でございますので、恐らく私の気持ちが小泉総理を初め日本国民に、そして取手市民の皆さんに必ず通じると思います。生井教育長さんも、恐らく、どの教科書を使えと私は一言も申し上げておりませんが、正しい判断をしてくれるものと深く確信して、雑駁ながら、まとまりのない賛成討論となりましたが、よろしく賛同を心からお願い申し上げまして賛成討論といたします。本当にありがとうございました。これを最後にしたいと思います。

副議長（長塚忠一郎君） これにて討論を終結いたします。

これより請願第6号、道徳教育の強化と教科書の採択に関する請願を採決いたします。

委員長の報告は採択であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（長塚忠一郎君） それでは、念のため反対の起立を求めます。

〔反対者起立〕

副議長（長塚忠一郎君） 可否同数でありますので、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を採決いたします。

一言申し上げさせていただきます。

私はこの請願の紹介議員の1人でもございます。2点ほど出ましたが、1件は海老原一雄議員、もう1件は私と長内議員が紹介ということになっております。そういう中で、教科書の選択の幅が広がったということで、大変よかったなということで、賛成とさせていただきます。

以上であります。

〔「議事進行上の発言」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 12番。

12番（幡哲夫君） 議長が請願者であるということは問われたいはずなんです。そういうふうに私は思います。

副議長（長塚忠一郎君） ですから、請願者でもあるけれども、8社になった、教科書の選択の幅が広がったということで、結構であろう、賛成であるということにいたします。

よって、請願第6号は原案のとおり可決されました。

続いて、請願第8号、道徳教育の強化と小・中学校用教科書の採択制度運用の改善に関する請願書を採決いたします。

委員長の報告は採択であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（長塚忠一郎君） 可否同数であります。先ほどの請願6号と同じで、原案に議長として賛成いたします。よって、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後3時20分休憩

---

午後3時51分開議

副議長（長塚忠一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、請願第15号、米原潜衝突事故・KSD汚職、機密費疑惑の徹底究明を求める請願を議題といたします。

---

請願第15号 米原潜衝突事故・KSD汚職、機密費疑惑の徹底究明を求める請願  
（委員長報告）

副議長（長塚忠一郎君） 本件に関し委員長の報告を求めます。総務企画常任委員会委員長関根豊君。

〔総務企画常任委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 18番関根。

請願第15、米原潜衝突事故・KSD汚職、機密費疑惑の徹底究明を求める請願についてを審議いたしました。

その中で、委員の中から項目ごとに採決してくださいという意見が出まして、全員が賛成でございました。

項目ごとに採決に入り、第1項目、米原潜事故の行方不明者の救助に全力を上げ、原因を徹底説明することについて採決をいたしました。討論なし、採決、賛成多数により第1項目は採択でございます。

第2項、KSD汚職問題で、必要な証人喚問を早急に行い、全容を徹底究明することについてを採決しますということになりました。

討論は、反対討論がありました。委員の中から、現在、司法の中にあり、委員会で動向を関知し過ぎるのではないかとということで反対。

賛成討論もありました。国が先駆けてやらなければならないので、賛成。

採決の結果、賛成3人、反対3人で同数になり、私としては、司法の場で調査しているためということで不採択としました。

第3項、機密費疑惑を徹底究明し、機密費を抜本的に見直すことについて採決いたしました。

討論、反対討論、許せない問題ではあるが、田中外務大臣が外務省の改革や機密費削減に努力

している最中であり、田中大臣を信頼して必要はない、反対であるという委員の討論であります。

また、賛成討論がありました。悪質な問題であり、地方議会は権限を行かす義務があり、賛成です。

採決の結果、賛成多数で第3項目は採択されました。

御審議のほどをよろしく願います。

副議長（長塚忠一郎君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

19番（貫井徹君） 貫井徹。

請願第15号、米原潜衝突事故・KSD汚職、機密費徹底究明を求める請願について、関根総務企画常任委員長に伺います。

もとより、2月9日のアメリカ時間で午後1時48分、日本時間で2月10日、午前8時48分、将来あるえひめ丸の生徒とともにいまだ行方不明になっております教師、そういった方々の御家族の心痛を思うときに、深い悲しみと大きな怒りを感じるものでございます。3月1日に紹介議員、海老原一雄議員の紹介で出ておりますけれども、いずれにいたしましても、3月1日から今は6月20日でございます。そのような中で、行方不明者の救助に全力を挙げという文言が果たして、3月1日の時点ではタイムリーであったわけでございますけれども、厳寒の2月から菜の花咲く春を過ぎて、まさに今は初夏でございます。そういう中におきまして、若干、この文言について、疑念とか、そういう質疑が貴委員会、一応幡議員なんかいたもんですから、安心していただいておりますけれども、御議論はどうだったか、伺います。

副議長（長塚忠一郎君） 答弁を求めます。18番関根豊君。

〔総務企画常任委員長関根豊君登壇〕

総務企画常任委員長（関根豊君） 18番関根。

19番貫井徹議員さんにお答えいたします。

確かに、これは大変な事故でありまして、当委員会としても、皆さんが大変心配され、多くのやはり意見が出て、そうして、その中でも、一日も早く行方不明者も救出して、そして本当に若い人たちの命が亡くなったわけですからということで慎重審議した経過があります。それで、意見書案等もまた出てきておりますので、どうかその辺を御理解していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

副議長（長塚忠一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） それでは、賛成討論、24番高木晶君、許します。

〔24番高木晶君登壇〕

24番（高木晶君） 請願第15号、米原潜衝突事故・KSD汚職、機密費疑惑の徹底究明を求める請願について、賛成討論を行います。

賢明なる総務委員会の皆さんの判断によって、今の委員長の報告どおり、1項、3項については採択ということになりました。ただ、残念なことに2項のKSD汚職問題については不採択ということですので、若干、原案に賛成をする立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

この3つの事件とはときを同じくして、国民の批判と厳しい怒りを受けました。この問題は、前内閣退陣の1つの大きな要因となりました。原潜事故は、事故当時、なぜ民間船舶の運航する海域で緊急に浮上訓練を行ったのか。事故直後になぜえひめ丸の乗組員を救助しなかったのかなど、米軍の人命よりも軍事機密優先、そしてこれを容認してきた日本政府の対応が事故の解明と行方不明者の救助をおくらせてきました。

なお、不明者の救助という文言について今、質疑もありましたが、御家族の皆さんの心情を思えば、どれだけの時間が経過しようとも、無事に救出してほしいという気持ちは痛いほどわかります。また、一般的にも、救助するというのは、仮に不幸な事態になっていたとしても、その状況でも救出をしていただきたいというのが率直な御家族の気持ちだと思います。

また、国民の税金を食い物にした機密費疑惑、内閣官房への上納問題など、この真相の解明はこれからであり、当請願、第1、第3項目の採択は当然だと歓迎をするものであります。

KSD汚職問題については、残念ながら委員会では不採択となりました。この事件は、中小業者が苦しい経営の中から、もしものために積み立てた共済掛金を食い物にしていたという事件です。これまでの汚職事件の中でも、KSD汚職は極めて悪質でひどいものです。KSD会員の名前を勝手に使って自民党の支部をでっち上げ、約54万人もの幽霊黨員をつくったり、数十億円の党費を肩がわりさせていたといわれています。ロッキード事件などの解明は、国会での証人喚問や司法での取り組みが相まって真相を明らかにしました。その経験からも、今回のKSD汚職事件の解明を司法頼みにはしないで、政治の場、国会がその政治的役割を果たすことが全容の解明に道を開くことにつながります。当請願第2項についても、1、3項同様採択として、市議会として金権腐敗政治の一掃できれいな政治を願う市民の付託にこたえるべきだと考え、賛成討論といたします。

副議長（長塚忠一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） これにて討論を終結いたします。

これより請願第15号、米原潜衝突事故・KSD汚職・機密費疑惑の徹底疑惑を求める請願を採決いたします。

本件は請願事項別に採決いたします。

まず請願事項中第1項を採決いたします。

委員長の報告は採択であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 挙手全員であります。よって、請願第15号、請願中第1項は原案のとおり採択されました。

これより請願第15号、請願事項中第2項を採決いたします。

委員長の報告は不採択であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 賛成多数で、原案のとおり決することに決まりました。よって、請願第15号、請願事項中第2項は原案のとおり採択されました。

これより請願第15号、請願事項中第3項を採決いたします。

委員長の報告は採択であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 挙手全員であります。よって、請願第15号、請願事項中第3項は原案のとおり採択されました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第21、請願第16号、輸入の急増を抑え産業基盤を守るため一般セーフガードの本格発動と対象品目の拡大を求める請願、ないし日程第23、請願第20号、一般セーフガード発動に関する請願書の3件を一括議題といたします。

---

請願第16号 輸入の急増を抑え産業基盤を守るため一般セーフガードの本格発動と対象品目の拡大を求める請願

請願第19号 国民健康保険税の改善を求める請願書

請願第20号 一般セーフガード発動に関する請願書  
(委員長報告)

副議長（長塚忠一郎君） 本件に関し委員長の報告を求めます。産経常任委員会委員長城之内景子さん。

〔産経衛生常任委員長城之内景子君登壇〕

産経衛生常任委員長（城之内景子君） 9番城之内でございます。

大分少なくなりましたので、さびしいんですが、産経衛生常任委員会の審査と審査の結果を御報告申し上げます。

初めに、請願第16号及び請願第20号は、同様な内容ですので、一括審議といたしましたので、一括の御報告をさせていただきます。

請願第16号、輸入の急増を抑え産業基盤を守るため一般セーフガードの本格発動と対象品目

の拡大を求める請願及び請願第20号、一般セーフガード発動に関する請願書について、ある委員より、3月に出したものと同様のものを出すのはどうか。

また、他の委員より、前は品物を限定していたが、今回は一般ということで、すべてのものになる。国民を守る農業政策、本格発動、重みが違っている。

また、ある委員より、輸入を閉めるということは、日本は鎖国状態になるのではないか。品物を限定すべきではないか。世界的には通用しないと思う。農畜産物については必要であると思うが、すべてについてやるとWTOを無視することになる。自由貿易を図ろうと輸出国としても繁栄してきたが、食糧の自給自足は最低ラインをして守らなくてはならない。

次に、ある委員より、食べ物に関しては賛成である。

また、他の委員より、請願16号中には「など」という言葉が入っているので、請願20号と同じ趣旨である。

また、他の委員より、農家を苦しめると後々大変なことになる。今後、危機的なことのないように通すべきである。

以上で終わりました、採決に入りました。

討論なし、請願第16号、賛成全員の採択でございます。

また、請願第20号も賛成全員の採択になりました。

次に、請願第19号、国民健康保険税の改善を求める請願書についての審査の結果を御報告申し上げます。

まず初めに、執行部に急遽来ていただきまして、取手市の現状の説明及び質疑を行いました。

執行部より、請願項目1について、一つひとつは説明いたしません、お読みください。現在、取手市における国の補助率は29.38%である。一般的には40%である。請願項目2について、平成12年度見込みの取手市の応益割は29.5%であり、応能割は70.5%である。国の指導は50・50である。請願項目3について、悪質滞納者に対するペナルティは必要であると思う。納税相談に来た人には、誓約書を書いてもらって短期保証書等を発行している。請願項目4について、取手市にも減免制度はあるが、項目に該当する人は少ない。火災等で所得等がない場合に該当するが、四、五年前に1件該当があった。請願項目5については、できるだけ早くやっていきたいと考えている。

ある委員より、短期保険証を何人に発行したか。相談に来た人はどのくらいか。また、滞納者はいつも同じか。執行部より、相談に来た人は879件あったが、6カ月の短期保険証発行は270件、1年の短期保険証は600件である。このうち納税した人はほとんどいなかった。滞納者については、ほとんど同じ人である。新規の滞納者もいる。

また、ある委員より、短期保険証と資格証明書は別か。執行部より、別である。1年以上滞納した場合は、医者にかかるときに資格証明書を発行する。資格証明書で医者にかかる場合は10割負担になる。レセプトが市に送られてきてから審査して、本人に7割を返却する。1年6カ月以上滞納した場合は、本人に返却する分を滞納している保険税に充当することになる。

他の委員より、国からも貸付制度の通達は来ているのか。執行部より、来ております。

他の委員より、貸付制度はどういうふうに行うのか。執行部より、基金を設けて行いたい。

以上で質疑を終わりました。委員の中より項目別採決の声がありました。討論なし、採決の結果、請願項目中第4項、賛成多数で採択でございます。

請願項目中第5項、賛成全員で採択でございます。

請願項目中第1項、第2項、3項については、全委員異議なしで継続となりました。

以上です。

副議長（長塚忠一郎君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。17番染谷茂夫君。

〔17番染谷茂夫君登壇〕

17番（染谷茂夫君） 17番染谷でございます。

請願第16号、そして20号、一般セーフガード発動に関する請願、両方にかかわることなんですが、城之内委員長にお尋ねをいたします。

一般セーフガード、輸入制限、正直いって、輸入制限はいいんですが、ただ、向こうから入ってくるものだけ抑えて、こちらからそこへ出すもの、それについて何か意見交換等があったかどうか。例えば、中国あたりでは、日本から車とか、輸出しているんですが、こちらのものを抑えるんならば、車の輸入を制限するぞというようなことで何か言っているというような話もちょっと伺いましたので、委員会の中でそんなお話があったかどうか、よろしくお願いします。

以上です。

副議長（長塚忠一郎君） 答弁を求めます。産経衛生常任委員会委員長城之内景子さん。

〔産経衛生常任委員長城之内景子君登壇〕

産経衛生常任委員長（城之内景子君） 染谷議員の御質疑に御報告をいたします。

先ほども申し上げましたが、すべてにやるということはWTOを無視することであり、自由貿易を図ろうと輸出国としても繁栄してきたし、輸入国としてもいろいろあった。輸出国として繁栄してきたので、それを抑えてしまうと鎖国状態になるという形で、中国からどうのという個人的なものはありませんでした。

副議長（長塚忠一郎君） ほかにありませんか。11番稲葉利一君。

〔11番稲葉利一君登壇〕

11番（稲葉利一君） 11番稲葉でございます。

城之内議員に質問させていただきます。

一般セーフガード発動に関する請願でございますけれども、委員会としては、委員の皆さんが農産物だけということで、消費者の方からの考え方は、御意見等はございませんでしたでしょうか。

副議長（長塚忠一郎君） 答弁を求めます。産経常任委員会委員長、9番城之内景子さん。

〔産経衛生常任委員長城之内景子君登壇〕

産経衛生常任委員長（城之内景子君） 稲葉議員にお答えをいたします。

消費者の立場としてのこともありまして、個別にどこの会社がどう安くて、安いところを買っている人も多いという話もございました。そこで、後ほど意見書案が出てきますが、その中では、先ほど申し上げたように、多くの議員の方から、最低ラインの自給自足で農業は必要だという形がありました。もう一人の委員の方は、「など」という言葉が入っているので、それでクリアしていいということでもございましたので、個別のものは上げておりませんが、消費者のことも考えて、このような形になったと思っております。

副議長（長塚忠一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） なしと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 討論なしと認めます。

これより請願第16号、輸入の急増を抑え産業基盤を守るため一般セーフガードの本格発動と対象品目の拡大を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は採択であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 挙手多数であります。よって、請願第16号は原案のとおり採択されました。

これより請願第19号、国民健康保険税の改善を求める請願書、請願事項中第4項を採決いたします。

委員長の報告は採択であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 挙手多数であります。よって、請願第19号、請願事項中第4項は原案のとおり採択されました。

これより請願第19号、国民健康保険税の改善を求める請願書、請願事項中第5項を採決いたします。

委員長の報告は採択であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 挙手多数であります。よって、請願第19号、請願事項中第5項は原案のとおり採択されました。

これより請願第20号、一般セーフガード発動に関する請願書を採択いたします。

委員長の報告は採択であります。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

副議長（長塚忠一郎君） 挙手多数であります。よって、請願第20号は原案のとおり採択されました。

暫時休憩いたします。

午後4時20分休憩

---

午後4時54分開議

議長（大野圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24、意見書案第10号、道德教育の充実と教科書の採択に関する意見書を議題といたします。

---

意見書案第10号 道德教育の充実と教科書の採択に関する意見書

議長（大野圭一君） 提案理由の説明を求めます。4番佐藤清君。

〔4番佐藤清君登壇〕

4番（佐藤清君） 4番佐藤です。

意見書案第10号、道德教育の充実と教科書の採択に関する意見書、提出者の1人として説明をいたします。

先ほど来、請願第6号、8号に関連しまして皆さんから大変いろいろな議論がございました。私は1点だけ説明をしたいんですが、要は採択のことにつきまして対立軸がありまして、右だ、左だというようないろいろなお話があると思いますが、要は正しく採択制度を求めよう、こういうことの趣旨でございますので、前段でお話がありましたようなことについては、ひとつ割愛をしていただいて、これからの教科書の採択制度については、よい採択制度をしていただきたい、こういうことを求めるものでございます。

以上です。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（大野圭一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。24番高木晶君。

〔24番高木晶君登壇〕

24番（高木晶君） 意見書案第10号について質疑をいたしますが、今の提出者の説明から伺う限りでは、請願第6号と請願第8号の採択に基づく意見書ではないというふうに聞こえたんですが、そういうことではないですね。もう少し、ちょっとそこのお尋ねしたいんです。

議長（大野圭一君） 答弁を求めます。4番佐藤清君。

〔4番佐藤清君登壇〕

4番（佐藤清君） 高木議員さんの質疑にお答えします。

私は、請願第6号、8号に関連してということでございます。高木さんは何か逆にとられていますが、請願第6号に関連して意見書を出してほしいという提出者の願いがありますので、それに基づいて提出をしております。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。10番林京さん。

〔10番林京君登壇〕

10番（林京君） 林です。

道徳教育の充実と教科書の採択に関する意見書についての反対討論を行います。

まず、この意見書については、文章を見る限りにおいては、教科書採択制度の問題であるように書かれていますが、全国の動きや委員会での論議、さらにこの請願が出されたときに説明に来た説明者の話の中などで、いわゆるつくる会の教科書が採択されるよう求めた請願だと説明をされました。その意見書ですから、その部分を切り離して論議するわけにはいきません。

まず私たちも、道徳教育は必要なものであり、その内容は教育基本法の個人の尊厳を重んじ、心理と平和を希求する人間の育成を基礎に行われるべきだと考えます。その理念からすれば、何よりも現在の権力者、政治がみずからの腐敗や汚職を正すことこそが子供たちに最高の道徳教育になると考えており、これまでの教科書に何ら問題はないと考えます。また、歴史の事実を過ちも含めて事実として正しく教えてこそ、子供たちは二度と再び過ちを繰り返さない国際人として誇りを持って生きていけるのです。青少年が家庭、郷土、国家を愛するように、他国民のそれをも尊重しながら、国際化した世界の中でだれもが地球人として共存していく時代ではないでしょうか。

それにしても、さきの請願の賛成討論にありました侵略戦争の事実を認めない歴史の認識、多くの人を殺した方がいい、それが戦争だという言葉には驚かされました。歴史の事実を歪める教科書に対する諸外国の抗議は、侵略によって過去に受けた深い傷跡を思えば当然であります。また、日本国民に対しても、数百万人の命を奪い、言葉に言い尽くすことができない、今もその深い傷跡を残した第二次世界大戦、侵略戦争の反省の上に立って、再び戦争を起こさない、この日本国民の決意から日本国憲法制定、教育基本法による民主主義教育が行われてきたわけではないでしょうか。この点に照らしても、これまでの教科書に何ら問題はないと考えます。

そして、この意見書をつくるに至った請願書は、教科書の採択について法的根拠に基づいてな

されるべきであると主張しています。しかし、教科書採択は文部科学省検定済みの教科書を各採択地区の教科用図書選定審議会が1教科1教科書に絞り込み、それを県の教科用図書選定審議会が証人する形で行われています。これは文部科学省も認めている合法的なやり方です。教科書採択の権限が教育委員会にあると規定している法律はありません。

この意見書をこのような視点で見ると、今のあり方で十分な教科書と採択の仕方についても申すことになっているわけですから、これらを否定することになっています。私たちは、むしろ憲法、教育基本法、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約などを遵守した教科書、子供たちにアジア諸国を初め世界の平和、共生社会の実現を目指す意欲と実践力を育む内容豊かな教科書の採択を求めていることからすれば、意見書採択の力になった請願について、加増議員が十分に述べたことで反対をしておりますが、その実践を促すこの意見書に対して反対するものです。

ある議員が一般質問でつくる会の教科書について私見を延々1時間述べられました。市長は、私が求めているのに、つくる会の教科書擁護の発言を行い、教育委員会の独立性を保障できるだろうかと不安を持たざるを得ない状況でした。私は、扶桑社の教科書の記述を見ましたが、これは従軍慰安婦が日本の教科書に載っていないということで国内外から問題視され、歴史の事実に基づいて載せられたことによって、つくる会が反動の力として起こしたと書かれていました。

今、請願への賛成討論などを聞いておりますと、真実の前にそれを覆い隠そうとする力が吹き出たもので、逆にいえば、真実は隠そうとすればするほどあふれ出てくるものだと言った健全な人々の存在に意を強くしたものだということをつけ加えて、重ねての反対討論といたします。

議長（大野圭一君） 賛成討論の発言を認めます。16番長塚忠一郎君。

〔16番長塚忠一郎君登壇〕

16番（長塚忠一郎君） 16番長塚でございます。

意見書案第10号に賛成の立場から討論させていただきます。簡単にやりますので。

子供たちの育成で何が大事なのか、今、子供たちに欠けているものは何なんだろうか。やはりその大きなものは、やはり日本の歴史であるとか、伝統、文化、そういうものに誇りを持つ、そういうことではなからうかと思えます。この意見書の中にもありますように、子供たちは、郷土はもとより我が国の歴史、伝統、文化に誇りを持ち、郷土愛と我が国への愛情をより一層、日本国民としてより一層深めるような教育が大切である、私もそのとおりに思いますので、そういう点から賛成討論とさせていただきます。

議長（大野圭一君） 次に、反対討論の発言を許します。3番平由子さん。

〔3番平由子君登壇〕

3番（平由子君） 3番平由子、反対討論をいたします。

先ほどとよく似ていることなんですけれども、子供は決して教えようとして教えることができるものではなくて、すなわち自分たちが進んでいくこと、歴史的に続いてきた私たち人類の遺産に参加して進歩させることができる。そのようなことにおきまして、例えば何かをこのような形に教えさすとす、モラル、そういうようなことはほとんど不可能で、もしそれを強制するというこ

とであれば、すなわち、その人間はみずから見つけだした哲学とか、そういうものではなく、ただロボット的に従うのであると思っております。

私は、昔、イスタンブールというところに着いたときに、そこの公園で昨日、5名の大学生が射殺されたという次の日でした。それは、トルコという国は非常に軍が強い国でして、駅などで小さな子供が遊ぶ遊び方はいつも兵隊さんで歩く遊び方をするんですけども、そのような国におきましても、すなわち自分をしっかりと表現できる国民性、自分の意見は自分で言える、これは非常に大事なことなんですけれども、私は、よその国の人たちは、なるほど兵役とか、いろいろありますけれども、日本人の姿を見つめていて、すごく残念だなと思うのは、必ずだれかに巻かれていく、その人の足で、しっかりと自分の足で立っていないという人たちが多いのではないかと、すごいそういうふうな懸念があります。

日本の教育は、公正という理念が画一化され、矮小化されている。今までの失敗として、すなわち子供たちの姿を見ることをせず、働いている側の人たちの姿ばかり見てことを行ったがために、その犠牲となった子供たちの姿は、学校はあっても学校がないに等しかった、そのような姿を非常に憂いております。

きょうの新聞に、小泉総理大臣が、これは公務員が政治運動をしているということの批判が書いてありましたけれども、そのような反省もありますけれども、すなわち教えるということは子供らと一緒に希望を語ることである。そして常に選ぶ自由を保障することである、そのように考えております。ということで、この意見書に反対討論とさせていただきます。

議長（大野圭一君） 賛成討論の発言を許します。5番海老原一雄君。

〔5番海老原一雄君登壇〕

5番（海老原一雄君） 5番海老原一雄。

ただいま出ております意見書に賛成の討論をいたしたいと思っております。

先ほど通りました教科書の採択、あるいは道徳教育の強化、こういう問題も、1点の相違で通ったようなことなんですけれども、私たちは日本人なんです。日本の歴史も尊重しなければなりません。悪いことをした事実があったかもしれません。しかし、それを戦後50年経過する中で、いつまでも引きずっているようなことでは何とも情ない、こうも思います。だれも戦争なんか好んでいる人間はいますまい、こう思います。これから戦争のない平和な国家をつくっていかうというのは、日本人ばかりでなしに世界の人間の共通した願いであろうと私は思います。しかしながら、悲しいことに現実にはさにあらず、こういうことでございましょう。2000年も前のユダヤ民族の事々が今、イスラエル対隣の国ということで喧嘩をしています。そういう事実も現存している人間社会なんです。敵がいるとか、敵がないとか、こうは言いたくありませんけれども、自分が首を絞められ殺されようとしているときに、抵抗しないで死んでいく人間がいますか、皆さん。それやこれやを考えてみますと、今の道徳の退廃、こういうことに無関心な日本人はいない、こう思います。

過日、NHKが世論調査をいたしました際に、道徳教育の強化をしていただきたいというのが国民の73%に達した、こう報道されております。したがって、毎日、毎日、朝起きまして、

テレビをかけ、ラジオをかけますと、人殺しの話、あしたも、きょうも、あさっても出てくるでしょう。17歳の少年が小学校へ刃物を持って暴れ込んで、何の理由があったにしろ、滅多やたらに8人もの子供を殺す。そうしたらきのうはきのうでおばさんが幼稚園に行って朝っぱら、保育所の保育にいきなり刃物で切りつけた、こんなのが東京の世田谷区であった、こんなニュースも伝わってきております。

それやこれやを勘案してみますと、今の子供らの教育でいいのか悪いのかということになれば、だれもいいですよ、いいですよという人はいないと思うんです。したがって、私はそういう信念で、歴史観がどうだとか、あるいは過去の出来事がどうだったとかというのもわかるんですけども、これから何とかいい子を育てて日本人らしい日本人をつくり出していく、こういうことにやっぱり重きを置いていかなければ、少子化の時代がやってきます。100年たてば日本人の人口は6,000万人くらいに減ってします。少子化、少子化ということですから、そんなことごとなどを思い合わせますと、何としてもいい子を育てていかなければならない、こう私は思うのでございます。

侵略がどうのこうのということも散々議論に出ていますけれども、今でも侵略をしている国があります。ロシアがそうです。千島・樺太交換条約という条約を明治の時代に結んでおいた。択捉島、国後島、4島を返してよこさない、これこそ侵略の最たるものだ、こう私は声を大にした。さらには、日本の方へ大砲を向けている国もあります。それでテポドン1号とか何1号とかいう鉄砲を打ってきた。それを宇宙船だといういい加減な弁明をしながら、食うものがないから日本人よ、助けてくれ。この間、60万トンものコメを河野外務大臣が行って、そういう国に対して情けをかけてやっている。これなんかも、断固として、ふざけんじゃねえ、こういう言いぐさを私はしたい。

そんなことから、こういう意見書案に対しまして諸手を挙げて賛成する、だれも戦争なんてやりたかないんだ、こういうことを申し上げまして終わりとします。

議長（大野圭一君） 反対討論の発言を許します。17番染谷茂夫君。

〔17番染谷茂夫君登壇〕

17番（染谷茂夫君） 17番染谷茂夫でございます。

道徳教育の充実と教科書の採択に関する意見書につきまして、立場としては反対という立場から若干、意見を述べさせていただきます。

先ほど僅差でもって請願6号、8号が採択をされたわけでございます。その採択を受けまして、我が国への愛情をより一層深めるような教科書採択制度をつくるよう適切な施策対応を求めます、こういう意見でございます。ここの文言を読んだ限りにおいて、私は特に異論を言う必要はないかと考えたのでありますが、ただ、請願の趣旨を踏まえての状態でございますので、そのままさんなりストレートにこれを鵜のみにするわけにはいかないと感じたわけでございます。

今、請願の方で出されておりましたのは、教科書を採択するに当たって、例えば学校方式を改めなさいとか、先ほど出ましたから、そこは省略しますけれども、採択に当たっているいろいろと述べておりました。

しかし、私が感じましたところでは、その採択の仕方を現実にそれぞれにおろしていった場合には、まず先生方の声が教科書に反映できなくなる、お父さん、お母さん方の考え方が反映できなくなる。あるいは、地域の方々の声が教育の中に反映が難しくなってくる。一体、教育とはだれのものなのか。子供たち自身のものなんですが、そういうふうに直接、子供たちにかかわっている人たちの声がどうしても薄らいでいく、そうあってはならないと私は思うわけです。ですから、教科書はいろいろな教科書があっていいだろうと思います。たくさんあっていいんです。その中から地域に則して、子供たちの実態に合わせた、そういった教科書が選べるようになればいいんです。ある特定の教科書だけを選ぼうという運動を進める人がいてもいいんです。そういう人がいいんです。だから、いろんな人の意見があってもいいんです。

そういう中で、今、地方分権が声高に叫ばれておりますけれども、教育に関しては国定という形で押されてくるような感じが次々と強まってきているわけですが、地方分権が叫ばれていることと逆になってきている、相反している。私は、そういう意味で、今こそ教育にかかわって、教科書を採択するに当たって、地方の方々の声がきちんとその制度に通るような方策をしてほしい。そういう意味で、出ている意見書につきましては、文言を素直に読む限りでは反対はできないと思ったんですが、残念ながら6号、8号を受けてのことでございます。反対の立場で討論に参加させていただきました。

議長（大野圭一君） 次に、賛成討論の発言を許します。25番齊藤勝久君。

〔25番齊藤勝久君登壇〕

25番（齊藤勝久君） 25番齊藤勝久です。

ただいまの佐藤議員から出された件につきまして賛成討論をいたします。

今、染谷文教委員長から反対のお話がありましたけれども、私は文教委員の方にお聞きしたら、これは正副委員長でこの文案をつくったというふうに聞いておるんですが、違うんでしょうか。話は結構なんですけど、皆さんも御存じのアメリカのヘンリー・キッシンジャーは今でも健在で、いろんな提言などもしております。その中で、キッシンジャーは、いかにしたら子供をよく育てることができるかという講演を行いました。その中で、キッシンジャーは、学校に入ったら、その学校のルールをきちんと守りなさい。2つ目は、その国の正しい歴史を学びなさい。3つ目は、学校でお父さん、お母さんと先生の意見が食い違ったときには、お父さん、お母さんの意見を取り入れなさい。この3つをきちんと子供に教えなさいということをキッシンジャーが講演で述べまして、私はもう十何年もたっているんですが、まだ鮮明に覚えております。

なぜ今問題になっている点について、おめえのおじいちゃんもひいじいちゃんも戦争をやって悪いことをした、戦後55年間、そんな教育をして子供がまともに育つでしょうか。それから、この中でもいっちゃった方もいっちゃったと思うんですが、韓国へ行って、韓国の独立記念館をごらんになったことがありますか。中国各地にある抗日記念館をごらんになったことがありますか。あれで近隣が仲よくしましょうなどということは、私は、100年たってもあり得ない。それをさる学者が、中国と韓国と日本は歴史の共通認識を持つべきだ、はなはだ笑止。人類が始まって何千年になりますか。国と国とが共通の歴史の認識を持つ、こんなことはありようはずが

ありません。そしてまた、戦争のことについていえば、ドイツ国民は非常に優秀でありました。ドイツは、あの世界第二次大戦をどういふふうに謝ったと思いますか。ナチスドイツが悪かったんだ。ドイツ国民は優秀なんだ。そうやって戦後、教育してきました。日本のように、じいちゃんも悪い、とうちゃんも悪い、戦争へ行って悪いことをした、そういう教育はドイツ国民は1つもしていません。ナチスドイツが悪かったんだ。それをもってアメリカもヨーロッパもすべての国はナチスドイツが悪かったんだ、ドイツ国民が悪いんじゃないんだ。それによってドイツ国民はあれだけの自立自存の精神を持って、今でも世界の強国、世界のモデルとして頑張っているわけです。なぜ戦後50年も60年も、悪い悪いと自虐史観にとらわれなくてはならないんだ。先ほどのキッシンジャーに戻りますけれども、私はアメリカもいっぱい悪いことをしていると思います。何たって東海岸に上陸して以来、インディアンを駆逐して、あの地区を合衆国だなんて、あちこちに侵略もしました。私は、アメリカの一番悪いのは、日本に原子爆弾を2発も落としたことです。それから無辜の民に対して無差別爆撃を行って、何百万という人を爆撃によって殺したことです。これは21世紀の歴史の中において正しく私は判断されるであろう。そのアメリカが1回だって謝ったことがありますか。私は謝れ、謝らないと言っているんじゃないんです。そのキッシンジャーが正しい歴史を教えましようと言っているんです。なぜいつまでもそれにとらわれなくてはならないんだ。

それで、新しい歴史教科書は私にとっても非常に物足りない部分がたくさんあります。しかし、私が59年間勉強した中では、非常に立派な教科書です。選択肢が広がりました。あの本をいろんな書店の中で売り出して、今100万部を突破しました。なぜ100万部も売れるんですか、皆さん、反対する人のいうとおりならば、1カ月たっていないんですよ。いかにマスコミが反対だ、反対だと宣伝したからかもしれないんですが、100万部を突破したんです。それによっていろんな意見が今、澎湃として起こってきています。産経新聞などを読めば、百人切りは嘘であったとか、いろんな事実がどんどん出てきております。

それで、最後に申し上げますけれども、先日も本を読んだところ、中国も韓国も常に歴史の問題を日本政府に抗議を申し込めば、はい、すみませんでした、まことにあなたの言うとおりでありますということで、常に外交カードとして使える。中国だって韓国だって、ちゃんとした人は、それは間違いだということを言っているんですよ。ただ、国益という観点に立てば、日本を脅かせばODAでも何でももらえるんだ、常に外交カードとして使える、これが一番の原因であります。内政干渉以外に何もありません。

これ以上言っても、わからない人にはわからないんですから、この辺でやめますけれども、どうぞ正しい歴史認識を持って子供を教育してやっていただきたいと思っております。賛成であります。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第10号、道徳教育の充実と教科書の採択に関する意見書を採決いたします。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第25、意見書案第11号、米原潜衝突事故の徹底究明を求める意見書及び日程第26、意見書案第12号、機密費疑惑の徹底究明を求める意見書の2件を一括議題といたします。

---

意見書案第11号 米原潜衝突事故の徹底究明を求める意見書

意見書案第12号 機密費疑惑の徹底究明を求める意見書

議長（大野圭一君） 各案件に対する提案理由の説明を求めます。18番関根豊君。

〔18番関根豊君登壇〕

18番（関根豊君） 18番関根です。

意見書案第11号、米原潜衝突事故の徹底究明を求める意見書。

アメリカの原子力潜水艦が実習船えひめ丸に衝突し、沈没した事故は、日本中に衝撃を巻き起こしました。日米の総合協力で早期に実習船の引き揚げに誠意努力しているところであるが、一日も早く行方不明者の救出に全力を挙げるとともに、原因を徹底解明することを要望するであります。

意見書案第12号、機密費疑惑の徹底究明を求める意見書。

機密費疑惑は、国会対策、外遊議員の賤別、私的に使われたことなど不正流用の重大な事実が明らかになっています。外務大臣は外務省の改革、機密費の削減に努力しているところではあるが、機密費疑惑を徹底究明し、機密費を抜本的に見直すことを要望するということでもあります。

皆様の御審議、よろしくをお願いいたします。

議長（大野圭一君） 以上で各案件に対する説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。6番野口利枝子さん。

〔6番野口利枝子君登壇〕

6番（野口利枝子君） 6番野口でございます。

米原潜衝突事故・KSD汚職・機密費疑惑の徹底究明を求める請願を賛成多数、あるいは全会一致で採択していただきまして、紹介議員として大変喜んでおります。

関根委員長に、そこでお伺いいたします。

原潜衝突事故の方ですが、意見書の中には、文言としては上がっておりませんが、原因の徹底究明をすれば、原因が明らかになれば、家族への補償は当たり前のことだというふうに思っておりますが、この文章の中にそれが含まれているというふうにとらえてよろしいでしょうか、その点についてお伺いいたします。

議長（大野圭一君） 答弁を求めます。18番関根豊君。

〔 18 番関根豊君登壇 〕

18 番（関根豊君） 18 番関根です。

6 番の野口利枝子議員さんの質疑に対し、お答えします。

法律的、人道的な可能な限り請求していくことは当たり前のことであります。よろしくお願ひします。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（大野圭一君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

先ほどの休憩中、貫井徹君から米原潜衝突事故の徹底究明を求める意見書の一部を修正する動議が提出されましたので、各議席に配付いたしました。

この動議は所定の賛成者がありますので成立しております。

提案理由の説明を求めます。19 番貫井徹君。

〔 19 番貫井徹君登壇 〕

19 番（貫井徹君） 貫井徹。

請願 15 号のときにも質疑した経緯もございまして、修正の動議を提出いたしました。よくお聞き願ひたいと思ひます。

総務企画常任委員会で収斂した今回の意見書は、新日本婦人の会取手支部山口ヒロコ様初めとした請願者の文言をそのまま引用した文章でございます。先ほど指摘しましたけれども、3 月 1 日の時点では、行方不明者の救助にも全力を挙げという文言がタイムリーでございますけれども、今、6 月 20 日の現時点におきまして、この意見書は、先ほどの意見書案第 10 号の道徳教育の充実と教科書の採択に関する意見書とともに、大野圭一取手議長名で取手市議会だよりに 9 月前後に全戸配布になると思われまふ。そのときに一日でも早く救助に全力を挙げるといふ文言が果たして善良な取手市民に馴染むか。また、そういったことと、先ほども議論がございました。私はアメリカの対応についても大きな憤りを感じております。補償の問題、そういった部分について、鼻を木で括るとは申しませぬけれども、アメリカのとった対応が家族の皆様にとれほどの深い悲しみと大きな怒りを与えているかということ、全議員も承知のことでございます。そういう観点から、あえて先ほど野口議員からも補償の件で質疑もあつたわけでございますけれども、

私たち公明党取手市議団といたしましては、このような修正動議を提出いたしまして、本文を「アメリカの原子力潜水艦が実習船えひめ丸に衝突、沈没させた事故は、日本中に衝撃を巻き起こした。日米の相互協力で早期に実習船に鋭意努力しているところである」、そこで切りまして、「家族等への補償は当然のこと、原因を徹底解明することと再発防止を強く要望する」、このよ

うに修正しております。新日本婦人の会取手支部の山口ヒロコさんの文言どおりの文章ではなく、ときに適った意見書を提出したい、そのような思いでございます。

以上です。

議長（大野圭一君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの動議に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。21番長内治雄君。

〔21番長内治雄君登壇〕

21番（長内治雄君） 21番長内でございます。

19番の貫井議員にお尋ねいたしますが、今、趣旨説明を聞いておりましても、私ども総務委員会で出されました文言とは、それほど何もかけ離れていない。ただ、公明党の意見として何か力んだようにも聞いたわけなんでございますが、私ども、今回の問題に対しては、貫井議員も御指摘のように、もうものすごく腹立たしさがあつた、とんでもないと。それもやはり今19番さんがおっしゃいましたように、しゃあしゃあとして、そして民間が回遊しているところを軍事の原子力、これがのこのこ出てきて、木っ端みじんにはね起こしたということに対しては、もう19番貫井先生と同じです、気持ちは。ただ、ここに、私どもも、そういう意味で、もう家族のことを思えば、仮にもう3カ月も、あるいはそれもたったという先ほどの御指摘もございましたが、だからといって救助しない、生存しているか、生存していないかは、それは別の問題です。私どもは、気持ちの問題と日本政府のあり方、これを強調しての今回の11号に出されました意見書なんでございまして、文言がどうこうということに対しては、19番の貫井議員さんも、これは御理解していただいている、私はそう思うのでございます。

したがいまして、今なぜというふうになれば、やはり今回の総務常任委員会の中には公明さんが入っておりません。したがいまして、なかなか委員会での議論というものをつぶさに見ていないし、また聞いていないかと思いますが、私どもは、もう汗をかきかき、どのぐらい共産党と、あるいは幡議員さんなんかともやりましたよ、喧々囂々。その上で、その中で出されまいたいような文言が、変な書き方もされておりました。しかし、それらが政府に対する意見書かということで揉めまして、そしてこういう明瞭簡潔な形の意見書となったわけでございます。したがいまして、これをさらに公明さんの方が、これは貫井議員さんが御指摘になることも、これはよくわかりますが、しかしこれをすり合わせますと私は同じではないか、こういうふう思うわけなんでございます。

そういうことで、やはり一日も早く常任委員会も3つぐらいにして、公明さんも一緒に総務委員会の中で議論を沸騰させて、そして理解を求めた方がいいと老婆心ながら申し上げますが、質疑といたしましては、どこにどういうふうな違いがあるのか、もう少し具体的に、私はちょっと疎くてわかりませんので教えていただきたい、こういうふうに思います。

議長（大野圭一君） 答弁を求めます。19番貫井徹君。

〔19番貫井徹君登壇〕

19番（貫井徹君） 貫井徹。

今、長内議員、公明党、今回は2人ぐらいふやして、本当に陣列を整えたい、そういうエールを送っていただきまして、それで、新日本だからどうのこうのと、そういうことではないんです。やはり言葉の遊びとは申しませんが、はっきり申し上げて、今の時点で、本当に救助という言葉が馴染むか。それよりも、今、家族の方々が余りにも理不尽なアメリカの対応、そういった部分に対して、家族等と入れたのは、恋人だとか、いろんな方々がおります、恩師だとか。そういった方々、補償問題がこれからはやはり一番、取手市議会として声を大にしていくことが第一義なんです。だから、9月、秋の本当にコスモスの咲くころの議会だよりに、取手市議会、ピントずれているな、議長はだれなんだ、そういう善良な市民に失望感を与えないためにも、やはりきちんと、3月、2月9日の事故ですから、130日、4カ月前のときに、9月ぐらいの議会だよりに、一日も早く救助という、そういう言葉の遊びではなくて、やはり家族等が一番今進言しているのは何なのか、それをやはり国に上げるべきだと。そういう観点から黙って提出しなければ済むことではございませんけれども、やはり我々の市議団の思いを家族等の方々にかわって申し上げたものです。長内議員には、本当にきょうはまたいつもの背広でございますけれども、登壇の質疑のチャンスを与えたと思っております。

議長（大野圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
これより米原潜事故の徹底究明を求める意見書の一部を修正する動議を採決いたします。  
本件については、修正案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大野圭一君） 起立少数であります。よって、意見書案修正の動議は否決されました。  
これより意見書案第11号、米原潜衝突事故の徹底究明を求める意見書を採決いたします。  
本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

これより意見書案第12号、機密費疑惑の徹底究明を求める意見書を採決いたします。  
本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手全員であります。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第27、意見書案第13号、一般セーフガード発動に関する意見書を議題といたします。

---

意見書案第13号 一般セーフガード発動に関する意見書

議長（大野圭一君） 提案理由の説明を求めます。9番城之内景子さん。

〔9番城之内景子君登壇〕

9番（城之内景子君） 9番城之内でございます。

意見書案第13号、一般セーフガード発動に関する意見書についての提案説明をいたします。

先ほど御説明いたしました請願第16号、20号を受けまして、その審議の折りに、請願16号の中には「など」という言葉が入っているので、請願20号と同じ趣旨であるという形を受けまして、産経委員会といたしまして、このような形につくらせていただきました。

提出先は内閣総理大臣、衆参各議長、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣でございます。

よろしく願いいたします。

議長（大野圭一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第13号、一般セーフガード発動に関する意見書を採決いたします。

本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後5時42分休憩

---

午後6時31分開議

議長（大野圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。意見書案第14号、KSD汚職の徹底究明を求める意見書をこの際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第14号、KSD汚職の徹底究明を求める意見書をこの際、日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1、意見書案第14号、KSD汚職の徹底究明を求める意見書を議題といたします。

---

#### 意見書案第14号 KSD汚職の徹底究明を求める意見書

議長（大野圭一君） 提案理由の説明を求めます。12番幡哲夫君。

〔12番幡哲夫君登壇〕

12番（幡哲夫君） 12番幡です。

先ほど来、米原潜衝突事故・KSD汚職、機密費疑惑の徹底究明を求める請願のうち、既に総務委員長から米原潜事故と機密費の疑惑の徹底究明については御報告がございました。それに基づいて意見書も既に採択をしております。

ただ、先ほどの私も所属する総務委員会では、KSD汚職については一応不採択となりました。ただし、本会議で採択というような形になりました。改めて皆さんの御判断に敬意を表します。これに基づいて急遽、KSD汚職の徹底究明を求める意見書というのを作りました。これがお手元でございます意見書でございます。

御案内のように、KSDの疑惑というのは、中小企業者から集めたお金を不正に流用するといったことが発覚いたしまして、私も大変驚いたわけですが、この件につきましては、既に逮捕者も出ており、既に司直の手が入っております。ただし、国会であり、あるいは政府という当事者といえますか、そちらの方でも政治的、あるいは道義的立場から事態の徹底解明に努めてほしいという請願でございます。

これについて、皆さんの判断ゆえに、このような意見書をまとめましたので、ひとつよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（大野圭一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、会議規則第37条2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。  
これより意見書案第14号、KSD汚職の徹底究明を求める意見書を採決いたします。  
本件については、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（大野圭一君） 挙手多数であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり採択されました。

日程第28、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

---

閉会中の継続審査の申し出について

議長（大野圭一君） 各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大野圭一君） 質疑なしと認めます。よって、閉会中の継続審査は申し出のとおりとすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後6時37分休憩

---

午後6時38分開議

副議長（長塚忠一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
お手元に配付してあると思いますが、先ほど大野圭一君から議長の辞職願いが提出されました。  
お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第2、議長辞任の件を議題といたします。

---

議長辞任の件

副議長（長塚忠一郎君） 地方自治法第117条の規定により、大野圭一君の退席を求めます。  
〔22番大野圭一君退場〕

副議長（長塚忠一郎君） まず提出されました辞職願いを朗読いたさせます。事務局次長飯野正三君。

〔事務局次長飯野正三君登壇〕

事務局次長（飯野正三君） 辞任届け。

私儀一身上の都合により議長職を辞任いたします。平成13年6月20日、取手市議会副議長長塚忠一郎殿。取手市議会議長大野圭一。

副議長（長塚忠一郎君） それでは、これより議長辞任の件を採決いたします。

大野圭一君の議長辞任を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（長塚忠一郎君） 起立多数であります。よって、大野圭一君の議長辞任を許可することは可決されました。

大野圭一君の除席は解除されましたので、入場を求めます。

〔22番大野圭一君入場〕

副議長（長塚忠一郎君） 大野圭一君の議長の辞任は許可されました。

大野圭一君より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。22番大野圭一君。

〔22番大野圭一君登壇〕

22番（大野圭一君） あいさつは短く、幸せは長くと申します。私も幸せを選ぶ権利があります。

光陰矢の如しと申しますか、非常に議員諸兄の御協力で、1年4カ月になりますが、第14代議長としての務めを果たすことができました。心から感謝申し上げる次第でございます。

それにしても、幾つか思い出されることがあります。まず市制30周年の事業が行われ、立派な取手市の30周年ができたのではないかと思います。6人の議長にいろいろと御教訓をいただきながら、14代の議長としての務めができたのも、諸兄の皆さんの心からの御支援の賜物と感謝しております。これからも一議員として皆さんとともに市政の発展のために尽くしてまいりたいと考えております。どうかひとつ今後ともお引き回しくくださいますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

副議長（長塚忠一郎君） それでは、暫時休憩いたします。

午後6時44分休憩

---

午後8時17分開議

副議長（長塚忠一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
ただいま議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。この際、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。

追加日程第3、選挙第2号、議長の選挙についてを議題といたします。

---

#### 選挙第2号 議長の選挙について

副議長（長塚忠一郎君） お諮りいたします。選挙の方法は、投票、指名推選のいずれかの方法にいたしますか。

〔「投票」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） ただいま投票との声がありました。よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（長塚忠一郎君） ただいまの出席議員の議員数は26名であります。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

副議長（長塚忠一郎君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（長塚忠一郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次、投票を願います。

それでは、点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

副議長（長塚忠一郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（長塚忠一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（長塚忠一郎君） それでは、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番斉藤功君、15番増田剛人君を指名します。両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

副議長（長塚忠一郎君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票26票、無効投票ゼロ票。有効投票中、関根豊君11票、斉藤勝久君8票、高木晶君4票、貫井徹君3票、計26票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、関根豊君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました関根豊君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、当選者のごあいさつをお願いいたします。18番関根豊君。

〔18番関根豊君登壇〕

18番（関根豊君） 18番関根豊でございます。

大変な職責をいただきまして、まことにありがとうございます。これからも取手市発展と議会の円滑なる運営のために一生懸命頑張る所存でございます。よろしくをお願いします。ありがとうございました。

副議長（長塚忠一郎君） それでは、議長と本席を交代するため暫時休憩いたします。

午後8時30分休憩

---

午後8時31分開議

議長（関根豊君） それでは、市長から特に発言を求められておりますので、この際、これを許します。市長大橋幸雄君。

暫時休憩いたします。

午後8時32分休憩

---

午後8時44分開議

議長（関根豊君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から特に発言を求められておりますので、この際、これを許します。市長大橋幸雄君。

〔市長大橋幸雄君登壇〕

市長（大橋幸雄君） 第2回定例市議会の閉会に当たりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

このたびといいましょうか、ただいまは大野議長さんの方からの辞任に伴いまして、選挙におきまして新たに関根豊議員さんが議長に御就任になりました。市長として心よりお喜びを申し上げる次第でございます。

なお、大野圭一前議長さんには、1年有余力月の議長職を立派に全うされ、なおまた非常に幅広く御尽力をいただいていたところでもございます。特に市街地の整備はもちろんのこと、公共

施設整備などにおいては、特段の御配慮、また御指導、御鞭撻のもと立派な功績を残されたことにつきまして、心からまた感謝を申し上げる次第であります。

さて、例年のごとくといいたいでしょうか、今回の6月定例議会におきましても、10日間という中におきまして、皆さんからも大変御熱心な御審議をいただき、御提案を申し上げました補正予算を初め条例等、あるいは報告案件等、全部で23件に及びましたけれども、慎重な御審議を賜り、かつ適切な議決をいただいたところでもありまして、これまた心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

特に、その中におきましても、市有地の譲渡ということにつきましては、市長としても重い判断、決断の中で、皆様方に御審議を賜ったところでもあります。そういう中におきまして、これまた貴重な御意見、御指摘をいただきまして、それらにつきましては、全庁を挙げて真剣な取り組みの中、今後のこれらの課題につきましては、皆さんのそうした御指摘、御要望等に沿えるべく全力で取り組んでまいる所存でもございます。

提案の中でも申し上げましたように、市政30周年を迎えた今日でありまして、施設等につきましては、各般にわたりまして予想以上に建物の傷みが進んでおる現状であり、改修等もかなりの経費を要する状況になっております。さらにはまた少子・高齢化の現状も御案内のとおりでありまして、これらにつきましても、全体的には、やはり市政のビジョンといいたいでしょうか、大きなまちづくりの総体的な考え方に伴って、あるいはそれとのあいまった中におきまして、少子・高齢社会というようなものに取り組む必要がある。そういう中でこそ安心・安全のまちづくりが進められることであり、その安心・安全のまちづくりの推進の中で、そうした今日的な、先ほど来も御指摘ありましたような教育問題において考えさせられている心の教育都市取手を目指すというようなことでのまちづくりのイメージアップを図りながら、さらにまた例年申し上げていることではありますけれども、いわゆる人間性の豊かな芸術・文化の香りの高いアートのあるまちづくり、そうした大きな目標を目指すところに期待される第4次基本計画の人・自然が輝く文化都市というものが形成されていくものと考えております。

先ほど来も、委員長さんの報告なり、あるいは請願、意見書等にわたります熱心な論戦を拝聴しながら、皆様方の各般にわたる取手市議会としての広範な取り組みに私自身も感銘ひとしおのところもでございます。

さて、そういう中で、今議会におきましてもいろいろありましたけれども、私もまたさらに思い出されることは、やはりダイオキシンなり環境ホルモンというようなことでの後世への問題であります。そしてまたこれらは、かの「奪われし未来」、あるいは「沈黙の春」というようなことでの警鐘を乱打されている問題でもあり、さらに先日の朝のラジオの放送によりますと、アメリカの南北戦争、奴隷問題、奴隷制度というふうなことから、70年を経た後の著書といわれております「風と共に去りぬ」、あるいは中国の貧困を思い知らされるところのパールバックの「大地」、これなども私も久しぶりに目を通しながら、先ほど来、論議されておりました、今さらに歴史教育の重要性というものを思い出されているところでもございます。

さらには、以前にも触れたこともありましようけれども、それらに続きまして、河上肇先生と

いいでしょうか、ああした方の「資本論」、あるいは大内兵衛・東大先生の「婦人の経済学」なども目を通したところでもございます。そしてまた、それらに関連しながら、共産党の先輩でもあります、かの偉大などいいでしょうか、佐野学だとか、あるいは鍋山貞親、三田村四郎さんなどの転向の雪崩現象などにも目を通したところでもございます。なお、また関連して志賀義男さんなどのああいった除名問題など、いわゆる日本共産党の資金にかかわる問題やら、それらが内容がいかに残酷であり、非人間的なものであるか、まことに信じがたい武装共産党当時の問題、あるいは戦争的技術団の実態などが、今さらに目を通しながら身震いする思いでもございました。いわゆるコミンテルンが発表したところの32年のテーゼ、いわゆる日本共産党の基本的活動方針などは、ぜひこの際、共産党の皆さんを初めとして御一読を頼みたいものだなと、こう思います。

さらに、その後のコミンテルンの35年テーゼに盛られたところの近衛文麿総理の側近でありました尾崎秀実さんという方が、これまた立派なソ連のスパイでありまして、その関係が今いろんな問題の中の根本になっているんだと、そんな思いで一言触れさせていただきたいと、こう思います。いわゆる日本を退廃させ、そしてまたアメリカ、イギリス、オランダ、当時の大国に喧嘩をさせようというようなこと、あるいはまた日本の中国での戦いを泥沼に追い込ませようというような、そうしたものは、すべてソ連の後方からの実に巧妙な戦略によって進められてきた、その結果が今のような状態になっているというようなことに考えられるところでありまして、ぜひともこうした今日的な課題が、そういうモスクワの謀略、共産主義の秘めたる策略の罠に近衛のブレーンの皆さんが引っかかっていた。なおまた驚くべきことには、かのルーズベルト政権にもソ連のスパイが潜り込んで、日本とアメリカがそうしたモスクワの謀略にまんまと乗せられて、この大戦争が今日のこうした状況につながってきている。まさしく歴史はかくのごとく複雑な世紀の大歴史劇が、そうしたソ連の陰謀の中で展開されてきたという、こうした事実を今あらゆるところで、これはもう書店にもありますし、そうしたものはソ連からも発表されている、こういうことでございます。

まさに歴史は、後世の史家に委ねられるものでありましょ、そういう感を深くしております。複雑で運命的な因果の糸に連鎖的に操られて、思いがけない糸の離れたところへ導かれているという、この歴史の事実があるということをお互いに認識を深める必要がある今日ではなかるうか、そんな思いをしております。事実はまさしく小説より奇なりというべきことかとも思う次第でもございます。

ちょっと感じたままを申し上げましたが、いずれにいたしましても、今議会、こうして最終議会におきまして、大野議長さんと新議長というような締め括りの場を迎えまして、皆様方にも、10日間、大変御熱心に取り組んでいただきまして感謝を申し上げながら、いよいよこうした梅雨に入り、梅雨が明けるとまた暑い夏が来る、こういうことでございます。議員の皆様方にも、くれぐれも健康に御留意されますように御祈念を申し上げ、心からのお礼のごあいさつとさせていただきます。長い間、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（関根豊君） これにて今期定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成13年第2回取手市議会定例会を閉会いたします。  
去る6月11日より本日までの10日間にわたり御熱心に御審議をいただきありがとうございました。  
御苦労さまでした。

午後8時56分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副議長

署名議員

同